

いわて 
「いじめ問題」 
防止・対応マニュアル
増補版 2015. 10

岩手県立総合教育センター

はじめに

平成 25 年 6 月にいじめ防止対策推進法が公布されました。この法律は、国、県及び市町村等の自治体及び各学校に対し、いじめ防止にかかわる基本方針の策定及びいじめ防止等のための組織の設置やいじめ防止等に関する措置、重大事態への対処等について規定しています。

この法律以前においても、各自治体、学校においては、いじめ防止等にかかわる取組を行ってきました。当センターにおいても、平成 21 年度に各学校におけるいじめ防止及び対応の充実を目的に「いじめ問題への初期対応と対応マニュアル」を作成しました。また、各種研修講座においてもいじめ防止および対応にかかわる講義等を盛り込み、各学校及び教職員の資質向上に取り組んできたところではありますが、今般の社会的状況や平成 26 年 4 月に策定された「岩手県いじめ防止等のための基本方針」の考え方を盛り込み、先のマニュアルを全面的に改訂しました。

本マニュアルは、教職員が読むことを想定して作成しています。作成にあたっては、「岩手県いじめ問題対策連絡協議会」等の関係会議における協議や研究者の研究成果も参考にし、いじめに関して複眼的な視点を提供することで、教職員にとって気がつきにくい点や陥りやすい点を認識してもらう工夫をしています。

いじめの防止、対応にかかわる取組は、各地域、学校、学級等の違いにより様々な対応が必要とされることから、本マニュアルは各校における具体的対応の基本的な事項を網羅する内容となっています。各校においては、「いじめ防止等のための組織」が中心となって、本書を参考にいじめに関する校内研修会を実施する等、いじめ防止等にかかわる取組の一層の充実を図っていただきますようお願いいたします。

平成 27 年 5 月

目次

はじめに

I いじめ防止対策推進法について

- 1 いじめ防止対策推進法の項目・・・・・・・・・・・・・・・・ p1
- 2 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・ p2
- 3 学校が行うべき取組・・・・・・・・・・・・・・・・ p2
- 4 学校いじめ防止基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・ p3
- 5 学校におけるいじめ防止等のための組織の設置・・・・・・・・ p3
- 6 学校におけるいじめ防止等に関する措置・・・・・・・・ p4
- 7 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・ p5

II いじめの基本認識

- 1 いじめの定義のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ p6
- 2 人間関係づくりの場としての学校・・・・・・・・・・・・・・・・ p7
- 3 学校で生じる人間関係のトラブルの水準・・・・・・・・ p8
- 4 いじめを理解する時の視点・・・・・・・・・・・・・・・・ p10

III いじめの未然防止

- 1 「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」における未然防止の3つの視点・・・・・・・・・・・・・・・・ p15
- 2 未然防止におけるその他の視点・・・・・・・・・・・・・・・・ p18
- 3 未然防止の取組のPDCAサイクルによる確認・・・・・・・・ p23

IV いじめの発見

- 1 教師がいじめを発見しにくい理由・・・・・・・・・・・・・・・・ p24
- 2 教師がいじめを見逃すときの心の動き・・・・・・・・ p25
- 3 いじめ発見のための校内体制づくり・・・・・・・・ p26
- 4 発見の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ p28
- 5 相談電話を周知する際の留意点・・・・・・・・ p33

V いじめへの対応

- 1 事実確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p34
- 2 指導・援助のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ p39
- 3 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ p46
- 4 事故報告の出し方・・・・・・・・・・・・・・・・ p51

VI ネット上のいじめへの対応

- 1 ネット上のいじめの特徴・・・・・・・・・・・・・・・・ p52
- 2 ネット上のいじめへの対応の基本的な考え・・・・・・・・ p52
- 3 ネット上のいじめへの対応の留意点・・・・・・・・ p52
- 4 ネット上のいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・ p53
- 5 サイト管理者・プロバイダの探し方・・・・・・・・ p55
- 6 相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・ p57

VII 重大事態への対応

- 1 重大事態の対応で求められていること・・・・・・・・ p58
- 2 重大事態とは？・・・・・・・・・・・・・・・・ p58
- 3 重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ p59
- 4 事実関係を明確にするための調査の実施・・・・・・・・ p61
- 5 いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供・・・・・・・・ p62
- 6 学校設置者への調査結果の報告・・・・・・・・ p62
- 7 その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ p62

資料

- 資料 1 岩手県いじめ防止等のための基本的な方針
- 資料 2 保護者用リーフレット（例）
- 資料 3 いじめを見つける観点一覧
- 資料 4 記名式学校生活アンケート（例）
- 資料 5 無記名式いじめアンケート（例）
- 資料 6 いじめの電話相談窓口資料
- 資料 7 書かせるシート
- 資料 8 指導援助の記録シート

I いじめ防止対策推進法について

1 いじめ防止対策推進法の項目

平成 25 年 6 月に公布された「いじめ防止対策推進法」（以下、「推進法」と略）の項目は【表 1】のように示されています。

【表 1】「推進法」の項目

- 1 総則
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの防止等のための対策の基本理念，いじめの禁止，関係者の責務等
- 2 いじめの防止基本方針等
 - (1) 国，地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定について
 - (2) 地方公共団体による関係機関等の連携を図るためのいじめ問題対策連絡協議会について
- 3 基本的施策・いじめの防止等に関する措置
 - (1) 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策とともに，国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策について
 - (2) 学校によるいじめの防止等に関する措置を行うための組織について
 - (3) 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置といじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めた際の所轄警察署との連携について
 - (4) 懲戒，出席停止制度の適切な運用等その他のいじめの防止等に関する措置について
- 4 重大事態への対処
 - (1) 学校の設置者又は学校が，重大事態の対処と防止のため，速やかに，適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うことについて
 - (2) 学校の設置者又は学校が調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し，必要な情報の適切な提供について
 - (3) 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告，地方公共団体の長等による再調査，再調査の結果を踏まえた措置について

2 いじめの定義

「推進法」では、いじめを以下のように定義しています。いじめられた児童生徒の立場になって、積極的に対応していくことが求められています。

第2条

この法律においていじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校が行うべき取組

「推進法」では、国，地方公共団体及び学校が実施する取組を定めています。この中で、学校が行う取組を【表2】の通り示しています。

【表2】学校が行うべき取組

	項 目	関係条文
1	学校及び学校の教職員の責務	第8条
2	学校いじめ防止基本方針の策定	第13条
3	学校におけるいじめ防止	第15条
4	いじめの早期発見のための措置	第16条
5	いじめ防止のための教職員の資質向上	第18条(2)
6	インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	第19条
7	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	第22条
8	いじめに対する措置	第23条
9	校長及び教員による懲戒	第25条
10	重大事態への対処	第30, 31条
11	学校評価における取組	第34条

4 学校いじめ防止基本方針の策定

第 13 条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校においては、国、県、市町村で策定したいじめ防止基本方針を参考にし、学校、地域の実情に応じて、学校におけるいじめ防止のための基本方針を作成することが義務づけられています。この基本方針には、以下の内容が盛り込まれることが想定されています。また、策定した基本方針は、保護者や地域の方々へ校報、学校ホームページ等で周知を図る必要があります。

学校いじめ防止基本方針の主な内容

- いじめ防止のための取組 ● 早期発見、早期対応のための取組
- いじめ防止のための教育相談、生徒指導体制 ● いじめ防止のための教員研修計画
- いじめ防止のための保護者や地域との連携

学校いじめ防止基本方針は、積極的に児童生徒やその保護者に示すようにしましょう。これは、学校と児童生徒、保護者及び地域との、いじめ問題にどのように対応するかという約束になります。書かれてある言葉は何を示しているのか、誰が役割を担っているのか、実行すると書いたことが実現できているのか等を常に点検することが必要です。

5 学校におけるいじめ防止等のための組織の設置

第 22 条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

各学校においては、学校の教職員、心理・福祉の専門的知識を持つ者、その他の関係者によるいじめ防止等の対策のための組織を設置することが義務づけられています。設置された組織のメンバーは、個々の事案によって、関係教職員や医師、警察官等の外部専門家を追加するなど、柔軟かつ実効的な組織としていくことが求められます。

「学校におけるいじめ防止等のための組織」のメンバー

- 校長 ● 副校長 ● 主幹教諭 ● 生徒指導主事
- 教育相談主任 ● 各学年主任 ● 特別支援教育コーディネーター
- 養護教諭 ● 学校評議員 ● PTA 校外指導部長
- スクールカウンセラー ● スクールソーシャルワーカー
- 警察官 ● 精神科医

例

6 学校におけるいじめ防止等に関する措置

「推進法」には、各学校で取り組むべきいじめ防止等に関する措置として、【表3】のような内容が盛り込まれています。

【表3】学校におけるいじめ防止等に関する措置

	項目	主な内容	関係条文
1	いじめの防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実 ● いじめ防止にかかわる児童生徒が行う自主的な活動（児童会活動等）への支援 ● いじめの防止の重要性の理解を深めるための啓発等 	第15条
2	いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒を対象とした定期的な調査等の実施 ● 児童、保護者がいじめにかかわる相談ができる体制の整備 	第16条
3	資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめ防止等のための対策に関する教職員研修の実施 	第18条
4	インターネットのいじめ対策	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネットを通じて行われるいじめの防止 ● 効果的に対処するための必要な啓発活動の実施 	第16条
5	いじめに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめの通報があった際のいじめの事実の有無の確認と学校設置者への報告 ● いじめが確認された際に、いじめを受けた児童等又は保護者の支援といじめを行った児童等への指導又は保護者への助言 ● いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための措置 ● いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者間で争いが起こることがないよう情報の共有等の措置 ● いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は所轄警察署と連携した対処 	第23条

7 重大事態への対処

第 28 条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供すものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

詳しくは



p58 「Ⅶ 重大事態への対処」をご覧ください。

また、県及び県教育委員会は、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を目指し、本県におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」**資料 1** を策定しています。

Ⅱ いじめの基本認識

1 いじめの定義とそのポイント

(1) いじめの定義（再掲）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 文部科学省の説明

文部科学省は『平成 26 年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』を行うに際し、次のように説明しています。

- ① 「推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせている。「いじめられた児童生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、同調査の記入を行うこと。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈されることのないようにすること。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ③ 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ⑤ けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(3) いじめの定義の間違えやすいポイント

間違えやすいポイント	現行の定義
自分よりも弱い者に対して一方的に	一定の人間関係
身体的・心理的な攻撃を継続的に	心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）
相手が深刻な苦痛を感じている	心身の苦痛を感じている

2 人間関係づくりの場としての学校

いじめをなくすために、いじめという行為に目を向け、対応することだけが、学校に求められているのでしょうか。学習指導要領は、以下のように述べています。

小学校学習指導要領：第1章総則

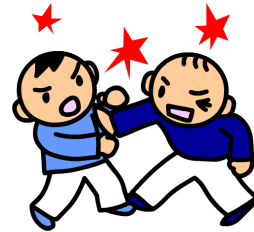
第4「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」

2(3)「日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること」

いじめ対応を含んだ、好ましい人間関係を育てることが、学校に求められています。そのためには、次の3点がポイントになります(山本, 2012)。

Point
1

子どもは、はじめから
上手な「人間関係づくり」が
できるわけではない。



Point
2

子どもは、年齢や発達段階に応じた
「人間関係づくり」の方法と
態度を獲得する必要がある。



Point
3

子ども、教師、保護者は、
学校が「人間関係づくりの練習」
の場であることを理解する。



3 学校で生じる人間関係のトラブルの水準

(1) トラブルの水準

人間関係づくりには、「人に対して悪いことをしないようにする」ということだけではなく「トラブルがあった時に、自分で解決できるようにする」ということも含まれます。学校教育で、トラブルを解決するという能力を育てる必要があります。「人間関係の中では必ずいじめがある」と考えるのではなく「人が集まれば必ずトラブルはある。でも、いじめは許されない」という考えを基本とし、そのトラブルがいじめの水準にあるときはすぐに制止することを同時に心得ましょう。

いじめ防止だけでなく、「人間関係づくりの練習」という視点で考えると、子どもたちの学校生活でのトラブルの水準は次のように整理されます（山本，2012）。なお、水準の見極めは、発達段階はもちろん、子どものソーシャルスキルや状況を踏まえて行われるべきであり、表面的・形式的に行わないことが重要です。

① 子どもが自分で解決を練習すべきトラブル

● トラブルの全てを教師や大人が制止すべきでしょうか。子ども自身が自力で問題を解決しようとするトラブルもあります。このとき、教師は子どもたちに任せっきりせず、子どもたち同士でどのようにトラブルを解決するのか、観察することがその役割になります。

② 教師が介入して解決を練習すべきトラブル

● トラブルの解決に慣れていない子どもが、戸惑う様子にしばしば遭遇します。どのように謝ればいいのか、どのように許したらいいのか、どのようにお願いしたらいいのか、子どもに教師の援助が必要になるタイミングがあります。教師が介入して解決を練習すべきトラブルの水準です。からかわれたからいじめと判断するのではなく、教師が人間関係の対応能力を磨くために、トラブルを通して、指導と援助を行うこともあります。

③ いじめと扱いその基準を教えるべきトラブル

● 社会的に絶対に許されない行為は、学校が介入して制止・指導します。その制止すべき基準のことをいじめと呼びます。ある一定の基準を超えた行為と判断できれば、いじめを行った児童生徒が「悪気がなかった」と言っても、また、いじめを受けた児童生徒が「じゃれているだけ」と言っても、その行為をいじめとして扱い指導します。

④ 犯罪として適切な措置をすべきトラブル

● 児童生徒の行った行為の中にも、犯罪として適切な措置がなされるべきものがあります。犯罪行為をいじめととらえ指導を続けられれば、子どもたちは「先生に叱られる程度の行為」と学習してしまいます。犯罪行為は、警察や児童相談所などと連携しながら適切な措置をすべきものです。

ト
ラ
ブ
ル
の
水
準

(2) いじめ問題の対応の失敗

いじめ問題の対応の失敗は、しばしばこの水準の見誤りによるものです。いじめや犯罪として扱わなければならない水準のトラブルを人間関係づくりの練習のレベルと捉えて、「様子を見ましょう」という対応をとったとき、重大事態に至り、教師や学校の責任を追究されるのです。

逆に、子どもたち自身で解決を練習したり、教師の援助によって解決を練習すべき水準のトラブルを、絶対許されないいじめとして扱うことで、人間関係づくりの練習の機会を奪ったり、あるいは教師が疲弊したりしているものです。

いじめへの対応の一番の要点は、このトラブルの水準を見立てることにあると言えるでしょう。

なお、重大事態への対処は、「疑いがあると認める」ときも、学校は組織的にいじめ問題として対応し、調査しなければなりませんので注意が必要です。

「(1)トラブルの水準」は、教員が、学校で生じる人間関係のトラブルについて、指導を意識するときに、そのトラブルの水準をどう理解するかという観点で作られたものです。

そのトラブルが、いじめかどうかを判断する場合には、まず本人の苦痛を尊重することになります。たとえ、それが子ども同士で解決を練習すべきトラブルの水準であっても、あるいは好意で行われたものだとしても、当該児童生徒が苦痛を感じた場合には、いじめと判断する場合があります。

同時に③のいじめととらえるべき場合には、本人の苦痛の訴えがなかったとしてもいじめと理解することになります。たとえ、子ども同士で解決したからといって、その全てが①の水準のトラブルだとは限りません。いじめそのものを子ども同士で解決していることがあります。それらは、いじめと認知することが適当です。

そして、これらの見立てを教員一人で行うことなく、組織的に行うことが重要です(P26 参照)。

MEMO



4 いじめを理解する時の視点

(1) 主観的理解と客観的事実の区別

いじめに対応する際には、その行為に着目する必要があります。その際、**主観的理解**と**客観的事実**を区別すると介入の質が上がります。

主観的理解	客観的事実
無視された	返事をしなかった
怒鳴られた	大きな声で話した
蹴られた	足が当たった
悪口を言われた	「協調性がない」と言った
しつこくぶつかられた	4回肩が当たった
使い走りにされた	買って来るように頼んだ

教師が子どもに「いじめたのか？」と聞くと、「やってません」と答えます。例えば、「無視された」というのは、訴えている側の理解です。訴えられた側としては、「無視した」と理解していませんし、また、そう理解されたくありません。だから、訴えられた側に、「無視したのか？」と聞けば、否定するでしょう。この場合、「返事をしなかったのか？」という**客観的事実**(具体的な行為)で聞くほうが、行為を確認できます。

いじめられた児童生徒に対して**主観的理解**を尊重する関わりが必要になります。

いじめをした児童生徒に対して**客観的事実**に重きをおいて聞くことが有効です。

《使い走りの事例》聴き方の例

教師「パンを買ってくるように頼んだのか？」

生徒「頼みました。」

教師「お金を払ったのか？」

生徒「お金は払っていません。」

教師「あなたのやっていることは、『たかり』といって許されない行為です。」



いじめを認知する際には、いじめを受けた児童生徒が「苦痛」を訴えた場合には、客観的事実とは関係なく、主観的理解であるその「苦痛」を扱わなければなりません。

(2) 暴力のあるいじめ・ないいじめ

いじめと「暴力」を区別するのではなく、「暴力のあるいじめ」と「暴力のないいじめ」に分けて理解します（生徒指導・進路指導研究センター，2013a）。

暴力のあるいじめ (例：大津市（2011年，中2男子）)	暴力のないいじめ (例：品川区（2012年，中1男子）)
一部の児童生徒	どの児童生徒でも生じる
加害傾向の児童生徒	加害被害が容易に逆転
早期発見が必要	未然防止が必要
記名調査で発見につなげる	記名調査での発見不調
行為を制止しやすい	制止よりも調整になりがち
制止の基準明確	制止の基準不明瞭
違法性に基づく警察との連携	違法性不明瞭な傾向



暴力のあるいじめは、

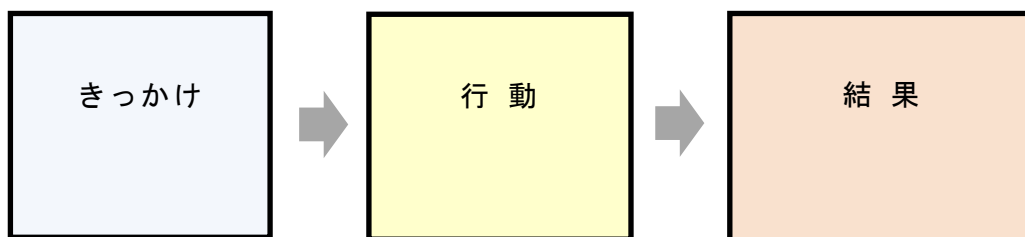
まずは速やかに制止することが大切です。いじめを受けたと思われる児童生徒がいじめを否定する場合でも、その話をうのみにすることなく、「暴力は暴力」として制止した上で、いじめかどうかを判断します。また、犯罪行為と認められるときは、警察との連携が求められます。

暴力のないいじめは、

基準があいまいで、誰もがいじめを行う児童生徒になる可能性があり、いじめの判断が難しいものです。いじめを行った側にいじめの自覚がないこともあるため、指導に苦労することもあります。

(3) 人の行動を理解するための考え方 —行動を整理するための3つの箱—

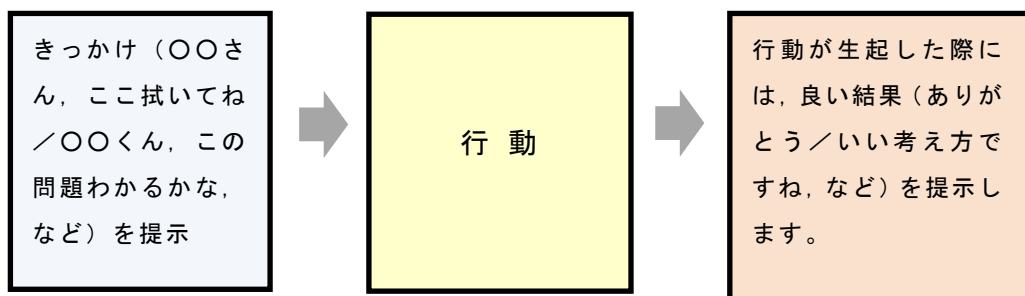
行動が起こるときには、行動の前には必ず「きっかけ」があり、行動が起こった後には何らかの結果があります。ここでいう行動の3つの箱（小笠原，2010）とは「きっかけ」「行動」「結果」のことです。



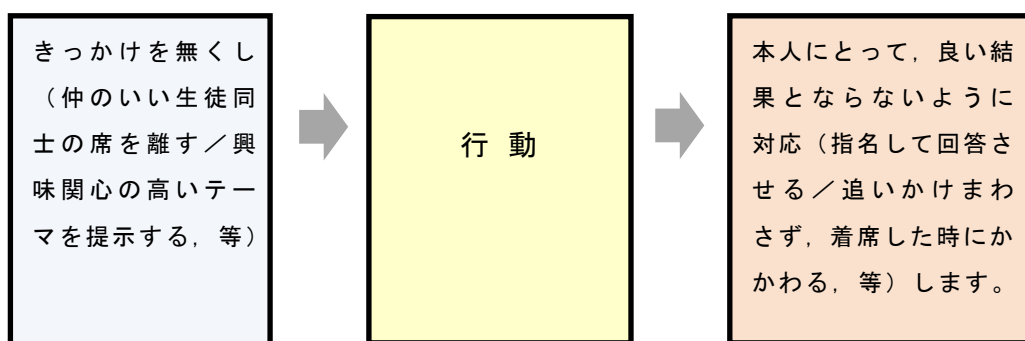
メリット

この3つの箱に基づいて行動を理解するメリットは、ターゲットとなる行動を増やしたり減らしたりするための観点を整理することができるという点にあります。（小関，2013）

望ましい行動（掃除をする／挙手をする，など）を増やしたいと考えた時

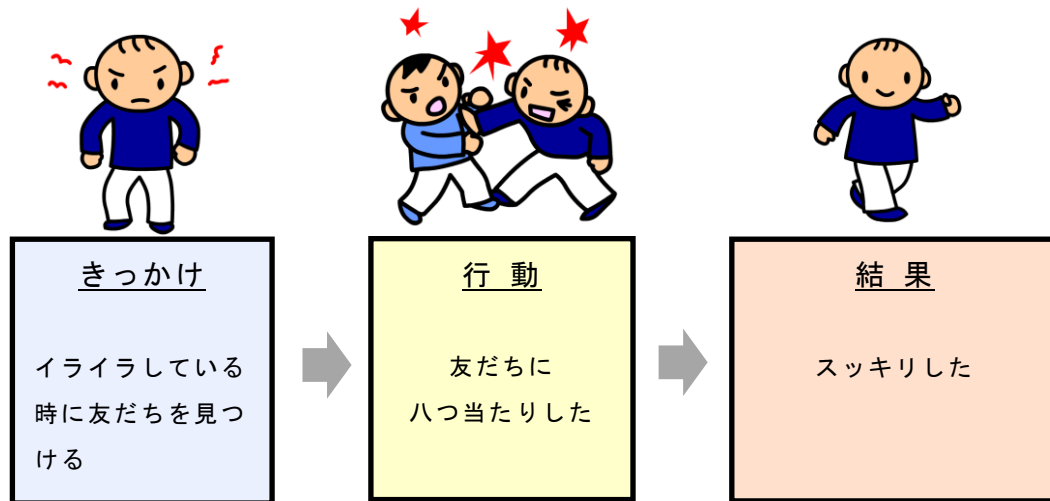


望ましくない行動（授業中のおしゃべり／離席，など）を減らしたいと考えた時



ア いじめをする側

「八つ当たり」を例に、行動の3つの箱で整理してみましょう。



① 「八つ当たり」を繰り返す仕組み

「イライラ」して、友だちに「八つ当たり」したとき、「スッキリ」したことは、良いこととして働きます。良いことがあると、直前行動（この場合は、「八つ当たり」）を繰り返すことを学習します。

② 「八つ当たり」が「いじめ行動」へエスカレートする仕組み

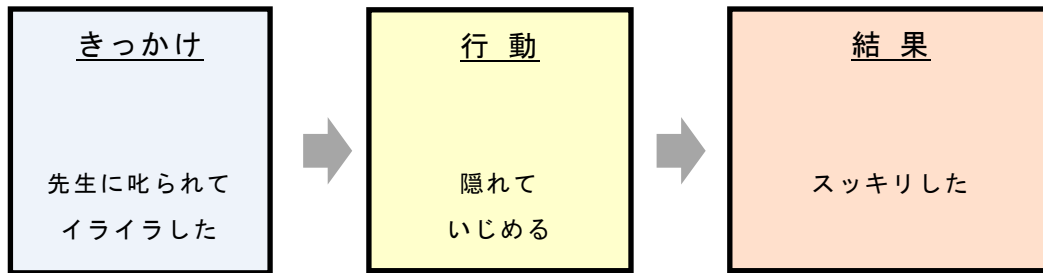
「八つ当たり」を繰り返しているうちに、その刺激になれてしまい、十分なスッキリを得られなくなってしまいます。より強い刺激を求めて、いつの間にか、人間関係のトラブルとしての「八つ当たり」が「いじめ行動」に発展してしまうのです。

③ 「いじめ行動」が繰り返される仕組み

子どもは、罰を与えられると、直前の行動を止めることを覚えます。しかし、「いじめ行動」はそう簡単にはいきません。「いじめ行動」は大人が見ていないところで行われますから、いじめた側に罰が与えられません。罰が与えられないことは、良いこととして働きます。罰がないため「いじめ行動」は継続され、さらに深刻化するのです。

以上のようなことは、誰でも経験があるのではないのでしょうか。では、叱るという罰で「いじめ行動」は止まるのでしょうか？

そうとは限らないのが次の例です。ある時、教師に見つかって、叱られたとします。

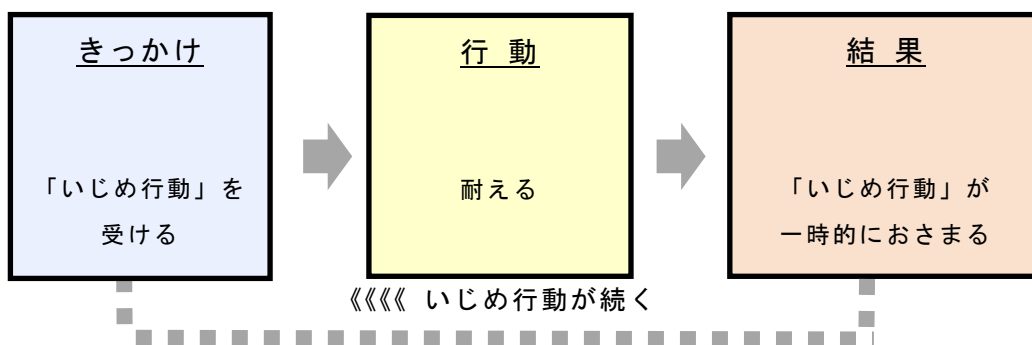


結局、イライラしたときの対処方法として、いじめること以外を獲得していないため、叱られてもいじめ行動が生じてしまいます。

いじめ行動を無くすためには、代替行動を習得する必要があります。叱責によって、一時的にいじめ行動は減ったとしても、またイライラする状況に陥れば、いじめ行動が出現する可能性は高く、それを止めさせるためには、どんどん叱責の強度を強める必要があります。そうすると、生徒との関係の悪化にもつながり、生徒の成長の機会を奪うことにも発展する可能性があります。

イ いじめられる側

いじめられる側の行動も同じように整理することが可能です(小関, 2014)。



きっかけである「いじめ行動」をなくせば話は簡単ですが、すぐにはそれができませんので、「いじめ行動」が続いていると考えます。

いじめられる側へのアプローチを考えると、きっかけへのアプローチはあまり効果が得られないだろうと思われれます。

それに対し、行動へのアプローチは、いくつかのレパトリーがあります。例えば、「耐える」といった行動をとることで、「いじめ行動がひどくなる」のを避けようとしたのですが、結果的にいじめ行動は続いてしまっています。

だから、「周囲に訴える」、「その場から逃げる」、「やめてと言う」行動を選択できるように支援することが必要になるでしょう。

Ⅲ いじめの未然防止

1 「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」における未然防止の3つの視点

「推進法」(第15条第1項)では、学校におけるいじめの防止について、**全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない**と定めています。

また、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」では、学校におけるいじめの防止について、以下の3点が大切であると指摘しています。

- ① 心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う
- ② いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む
- ③ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり

「いじめられやすい子」や「いじめやすい子」が明確に分かれているのではなく、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめに巻き込まれています(生徒指導・進路指導研究センター, 2010, 2013b)。下記は、いじめを受ける側にもいじめを行う側にもならないための支援です。

(1) 心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う

「心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う」とは、コミュニケーション能力の基礎を身に付けさせることを指します(小西, 2014)。

具体的な取組例としては、社会的スキル訓練(SST: Social Skills Training)があります。学級経営や生徒指導の中にSSTを計画的・効果的に取り入れ、日々の学校生活の中で、体験を通して学習させていくことが大切です。以下は、SSTの例です(小関, 2011)。

ア 行動に焦点を当てた練習

相手からいい反応を引き出すための行動を選択できるようになることが目的です。

例えば、友だちにからかわれた場合、友だちとの関係性を踏まえ、複数の対処方法が考えられます。① からかい返す。② 「やめてよ～」と笑いながら言う。③ 聞こえないふりをしてその場を離れる。などです。相手や状況に応じ、行動を適切に選択することができるようになるために練習します。

また、援助を求める行動に焦点を当てた練習も有効です。「困った」、「助けて」、「相談したいことがあるんだけど」といった行動を、友だちや教師、保護者にとることができるように練習します。中高生の中には、援助を求めることが恥ずかしいと感じる生徒も少なくありません。そのような場合には、次の認知に焦点を当てた練習を事前に行うことも有効になるでしょう。

イ 認知（考え方、解釈）に焦点を当てた練習

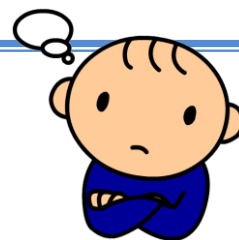
物事に対する認知（考え方、解釈）の多様性に気づくことが目的です。

例えば、友だち2人が内緒話をしていると、「悪口を言っている」と考えてしまいがちです。認知に焦点を当てた練習では、「悪口を言っている」以外の他の可能性がないかを、落ち着いた状況で振り返り、認知の多様性に気づき、適応的な行動を選択できることを目指します。

「自分だって内緒話することはある」、「あとで何の話か聞いてみよう」などの認知に気づくことができれば、あいまいな状況でトラブルにつながることを防ぐことが期待できます。

認知的評価 の 2つの視点

- ① 自分にどんな影響があるかを考える
例：「自分だって内緒話をするときがある」
「それが他の人を害するものではない」
「考えすぎ」
認知に関する支援はスクールカウンセラーを活用することも考えられます。
- ② 自分でコントロールできる可能性があるかを考える
例：「あとで聞いてみよう」
具体的な行動で教えられる部分であり、教師が得意とする支援です。



(2) ストレスに適切に対処できる力を育む

大人も子どもも、ストレスを感じると、イライラしてしまい、攻撃的になってしまいがちです。同様に、劣等感を抱くと、より劣っている者を探し、安心しようとすることもあります。このような観点に立てば、ストレスに対する耐性、不安への耐性を強めることで、いじめを予防することが可能になると考えられます。

アプローチの方法としては、**ストレスマネジメント**という介入方法があります。ストレスに対する耐性があるとは、ストレスマネジメントが上手である、ということになります。ストレスマネジメントは、**認知的評価（上記既出）**と**対処行動**の2つを考えます。

対処行動 の 2つの視点

① レポートリーを広げる

幅広い対処行動のレポートリーを持っていれば、多様なストレスに柔軟に対処できます。岩手県教育委員会は、「心のサポート授業」で、これに関する授業案と教材を提供しています。

指導資料は県立総合教育センターHP上の「こころのサポート」にあります。

http://www1.iwate-ed.jp/tantou/tokusi/h23_kokoro_s/kokosapo_top.html



② 社会的に許される方法を選択できる

児童生徒が悪いことをしたときに指導をするだけでなく、社会的に許されない方法を選んでしまったと受け止め、子どもが社会的に許される行動を選択できるように支援します。



(3) 自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり

単なる自尊感情や自己肯定感といった自分から自分への評価ではなく、自分の行ったことを他人から認めてもらった、自分が相手にした働きかけを相手から評価されたというふうに、相手の存在が前提となって生まれてくる**自己有用感**が重要です（生徒指導・進路指導研究センター，2013）。下記のアとイは、学級集団づくりと授業づくりがポイントになります。

ア 絆づくり

絆を、児童生徒全員が他者の役に立っているという**自己有用感**を持っていることと捉え、その自己有用感は、主体的に取り組む共同的な活動を通して育まれます。教師はそのために、授業や行事の中ですべての児童生徒が活躍できる場面を作ります。十分に活躍できるように、例えば、ペアやグループの組合せ、課題のレベル、時間、発表のさせ方等、事前に準備を行います。

イ 居場所づくり

絆づくりの前提になるのが、居場所づくりです。児童生徒が安心できる、**自己存在感や充実感**を感じられるような場所を提供できる授業づくりや集団づくりを行うことが大切です。また、「居場所」は、自分と同じ評価を周囲が持ってくれているときに成立します。例えば、自分は「英語が得意」「花が好き」と思っていて、周囲も「そう思う」というような認識の一致があるときに成立します。

2 未然防止におけるその他の視点

(1) 教師自身の振り返り

ア 自分の発言・行動の振り返り

教師は子どものモデルとなります。教師の言動のマネをする子どももいます。教師の言動が、児童生徒に与える影響の大きさを確認し、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしていないかを確認しましょう。

「いつも、おそいなあ」
「また、あなたなの？」
「みんなに迷惑をかけているのがわからないの？」
「こんなことするから、みんなに嫌われるんだよ」



また、教師が、児童生徒をニックネームで呼んだり、本人のいないところで子どもを批判したりしていないかを確認しましょう。

指導の対象を人格に求めず、不適切な行動について指導をし、適応的な行動を提案するとよいでしょう。例で挙げている「みんなに迷惑をかけている」「みんなに嫌われている」というのは、具体的に何を改善したらいいかを示していません。「○○という言い方をするといいよ」「次のことを考えて、ここを準備しておく、次はみんなと一緒にできるからね」など具体的な行動を示すようにします。また、教師が人格を指導すると、子どもは、人格が悪いと責めてもいいということを学習します。

イ 指導の特徴といじめ

河村（2007）は、教師の指導・統制が強い学級、弱い学級の両方で、いじめの出現率が高いことを指摘しています。竹川（1993）は、教師の指導・統制の方法や強弱が、いじめと関連する集団状況の情緒的雰囲気作用していると以下の2点を指摘しています。

（ア）統制の強い学級では、ストレス解消的・教師に代わって制裁をおこなういじめが行われる傾向

（イ）統制の弱い学級では、異質な者を排除・ふざけやからかいとしてのいじめが行われる傾向

教師は、いじめをなくすために厳しく管理しなければならないと考えますが、厳しくするだけでは、いじめがなくなるわけではないことを確認しましょう。河村（2010）は、教師には指導と援助のバランスが重要であると指摘しています。

(2) いじめ発見につなげる周知

いじめに対する態度を子どもに伝えましょう。クラス全体に以下のことを伝えておきます。

ア 自分たちで解決できないのが、いじめです。

「人が集まるとトラブルは生じるものです。みなさんは、学校生活を送るなかで、そのトラブルを解決する練習をしています。トラブルを解決し、嫌な思いを克服すると、人間関係づくりのスキルも向上するのです。しかし、いつも子どもたちだけで解決すべきではありません。上手く解決できないとき、先生がその解決の方法を教えたり、手伝ったりします。そして、いじめはトラブルと全く違います。いじめられたら、いじめを見たら、先生に教えてください。それがみなさんを救うことになりますし、よい学校を作ることにつながります。」

イ 「いじめられている」「いじめがある」と訴えなければなりません。

「訴えることは、あなた自身のためでもあり、学校全体を守ること、よい学校を作るためでもあります」

ウ 一人でいる権利を保障します。

幼少期に“みんな仲良し”がすばらしいと教えられ、思春期になると一人が恥ずかしい・格好が悪いと思うようになります。また、年齢が上がると嫌な人とはいたくないという感覚も出てきます。時には、一人でいることも重要であること、また、苦手だなと思う人とは上手に距離を取ることも重要であることを伝えます。

(3) 児童生徒が中心となる取組

学校生活の向上や充実を目指して、自分たちで目標を立て、自分たちでできることは何かを考えて行動することは、児童生徒同士がお互いに認め合い、自ら学校生活をより充実させる力を育てます。(仙台市教育委員会, 2014)

いじめ問題に対する取組事例集(文部科学省, 2014)では、下記のような実践例が挙げられています。

いじめ防止に関する学級目標の設定 いじめ防止のためのスローガンの作成・掲示



- クラスの代議員と生徒会がいじめ防止プロジェクトチームとして協議し、生徒間ルールを策定
- 生徒会によるいじめ撲滅宣言とスマートフォン利用マナーアップ宣言
- 生徒会によるいじめゼロ集会を年4回開催

(4) 保護者との連携

年度当初から、学校便りや保護者会などで、いじめに対する学校の認識や対応方針・方法等を周知し、協力と情報提供を依頼します。

いじめの対応について具体的にいじめを行った児童生徒、いじめを受けた児童生徒にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておきましょう。保護者に伝えるべきことを校内で検討し、伝えます。新学期が始まったときに、保護者に対して、誰が、どんな場面で、どのような内容を伝えるか検討します。

保護者用リーフレット《資料2》を各学校の方針に合わせて活用してください。

最初の保護者会で、
以下のようなことを伝えておくとよいでしょう。



- 「子どもは、学校で、勉強以外に人間関係を学んでいます。人間関係の練習中なので、トラブルや嫌なことからは避けられません。しかし、理不尽なことは許されません。トラブルや嫌なこと全てがいじめではなくて、理不尽なことがいじめです。」
- 「人間関係のトラブルには、子どもたち同士で解決するようなレベルのものもあれば、教師が手助けをしながら解決するレベルのものもあります。これらとは別に、絶対に許されない行為がいじめです。これは人間関係の練習ではありません。したがって、その場ですぐに止めます。いじめのレベルには毅然とした態度をとります。もし、いじめが犯罪と呼ばれるレベルのもの場合は、関係機関と連携をとります。学校のこの取組に、ご協力願います。」
- 「子どもが失敗するのは当たり前ですので、子どもの変化を早く見つけることは重要です。家庭で子どもの変化に気づいたら、ご連絡ください。学校と一緒に支援していきましょう。」
- 「また、子どもの失敗には、“いじめられている”だけでなく、“いじめている”という視点があることを忘れないでください。」
- 「子どもはトラブルになれていないので、本来は、自分たちで解決、または、先生に手伝ってもらえるレベルのものでも、事件がおきたと思いがちです。逆に、本当は周囲の大人に援助されなければ解決できないことも、自分でなんとかしようとするのも子どもの特徴です。子どもの抱えているトラブルの水準を見定めてあげるのが、教師や保護者の役割です。」

(5) 情報モラル教育

学校全体で取り組むことが必要であり、指導に当たっては、それぞれの教師が、インターネット等に関する知識やネット上のいじめの実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図ることが重要です。その際には、外部の専門家を講師として招き、教師の研修を行うことなども考えられます（文部科学省、2014）。

ネット上のいじめは、本マニュアルで紹介した事例以外にも新たな手口が発生することが考えられます。常に最新の動向の把握に努めることが重要です。

情報モラル教育の実践のために以下のものを参考に進めてください。

● 教材システム『情報サイト』（岩手県立総合教育センターHP）

教材システム『情報サイト』は、情報モラル指導を行うためのネットワーク上の仮想空間です。校内のネットワーク（イントラネット）内にインターネット上で利用されるさまざまな Web サイトを再現できます。小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のどの校種においても利用可能な機能を揃えています。



http://www1.iwate-ed.jp/tantou/joho/moral/joho_site/index.html

● 「情報モラル」指導パック（岩手県立総合教育センター情報・産業教育担当）

教材システム『情報サイト』を中心とした、「情報モラル」の指導に関する資料やデータをまとめた『「情報モラル」指導パック』を準備しています。このパックには、上記のプログラムソース、マニュアル、指導事例集がすべて含まれています。指導パックの送付を希望する場合は、情報・産業教育担当のアドレスへ、以下の項目を記入の上、ご連絡ください。

e-mail: joho-r@center.iwate-ed.jp

【件名】「情報モラル」指導パック希望 【本文】所属／職／氏名／担当教科／郵便番号／住所／電話番号／メールアドレス／用途／その他特記事項

● 教師向け Web サイト「やってみよう情報モラル教育」

情報モラル指導の参考とするための指導実践事例や役立つリンク集等を紹介しています。



<http://www.kayoo.org/moral-guidebook/>

● 「情報モラル指導者研修ハンドブック」（財団法人コンピュータ教育開発センター）

情報モラル教育の指導者を育成する研修用として、喫緊の課題を中心にポイントをまとめたものです。他の教材や参考となるサイトと合わせて、校内研修や保護者向けの研修にも活用できます。



<http://www.cec.or.jp/monbu/H21jmorallpdf/handbook.A4.pdf>

● e-ネットキャラバン

文部科学省，総務省が通信関係団体等と協力して，主に保護者や教職員を対象としたインターネットの安全・安心な利用に向けた啓発のための講座を，全国47都道府県で実施しています。



<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/index.html>

問い合わせ先

e-ネットキャラバン運営協議会事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-22-1 秀和第二芝公園 3丁目ビル 2F

(財) マルチメディア振興センター内

啓発パンフレット

各省庁や関係団体が，情報モラルに関する資料を作成しています。

学校の実態に応じ，また，児童生徒への指導や保護者等への啓発，教職員の研修等の内容によって，これらを有効活用しましょう。



● 「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」(文部科学省)

携帯電話のインターネット利用に際しての留意点やトラブル・犯罪被害の事例，その対応方法のアドバイスなどを盛り込んだリーフレットです。



http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1345365.htm

● サイバー犯罪防止に関するリーフレット(警察庁)

サイバー犯罪を防止するため，家庭の情報セキュリティに関する基本的な知識の普及と意識の向上を訴える内容のリーフレットです。



<http://www.npa.go.jp/cyber/pamphlet/>

● 保護者向け普及啓発用リーフレット《平成27年3月版》(内閣府)

リーフレット「お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること」



<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/index.html>

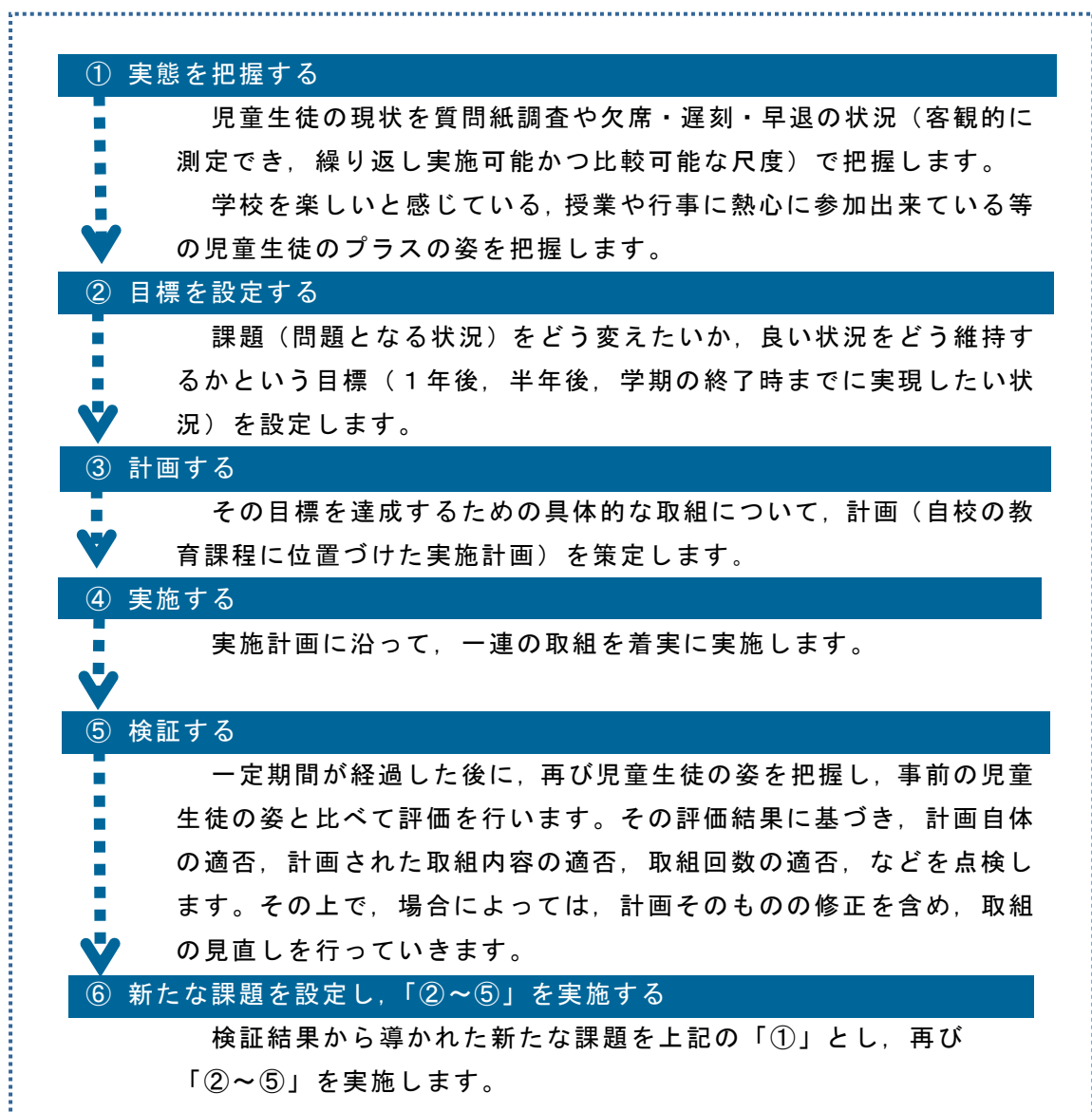


3 未然防止の取組の PDCA サイクルによる確認

未然防止は、いじめが起きていないため、教師が危機感や取組の成果を実感しにくいいため、取組が低調になったり、持続できなかつたりしがちです（生徒指導・進路指導研究センター，2013）。

単に「問題が起きない」だけでなく、「今まで以上に起きにくくなった」「以前よりも良くなった」ことをもっと成果として見なす必要があります（滝，2014）。

未然防止の取組を積極的に進めるには、例えば、次の①～⑥のような一連の手順が必要です。



※具体的な進め方については、『問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方』（生徒指導研究センター，2010）をご覧ください。

IV いじめの発見

1 教師がいじめを発見しにくい理由

いじめ発見は教員の責務ですが、それでも教員がいじめの全てを発見することは難しいと考えられます。その難しさと対応について、松浦（2013）は次のように指摘しています。

- ① いじめを行っている児童生徒が、遊びやケンカを装い、巧みにいじめの事実を覆い隠すから。
- ② 「仲良しグループ」から「いじめグループ」へと関係性が変化しているにも関わらず、教師側が従来通りの「仲良しグループ」として見てしまうから。
- ③ 日常的に荒れていると、いじめグループの動きが埋もれてしまうから。

① いじめを行っている（行った）児童生徒によるいじめの隠ぺい

いじめが深刻化する過程では、いじめの隠ぺいが必ずあるものです。



教師側のいじめの感度が高いと、発見につながる可能性があります。

② グループの関係性の変化

例えば、小学校時代の無邪気な関係が、中学校でいじめの関係に変化することもあるように、教師が気づかないだけでなく、いじめられている側もその関係の変化に戸惑うことが、報告されています（山本，2012）。



もともと仲が良かったので、いじめを受けた児童生徒自身もどうしていいかわからない状況です。いじめられていること自体を認識できていないこともあり、SOSを出さない（出せない）ことが考えられます。

③ 荒れの中でのいじめの埋没

教室あるいは学年全体の規律が乱れると、「荒れ」の中で、肝心の「いじめ行動」が埋没し見過ごされる「選択的不注意」（肝心の事象が見えなくなる）という状況に陥ります。



学級・学年経営上の視点から、点検対応しなければなりません。

2 教師がいじめを見逃すときの心の動き

教師がいじめを発見できないのは、児童生徒側の理由だけではなく、教師自身の思い込みや都合のよい解釈が、いじめの発見を阻害します。このことについて、田島（2014）は次のように整理しています。①と②を経て、③と④の心理状態へ移行していくことが考えられます。

① 否認

「うちのクラスにいじめなんかあるはずがない」と思ってしまう。



② 問題の過小評価

「まだ深刻じゃない」「じゃれあっているだけ」と思ってしまう。



③ 選択的不注意

いじめのサインに鈍くなってしまう。



④ 思考停止

その日その日をやり過ごすのに精いっぱい考えられなくなってしまふ。

①と②は、校内体制が確立していないため、指導の見通しが持てないときに、生じやすい心の動きです。

校内体制を整備し、各教師が指導の見通しをもつことが必要です。



3 いじめ発見のための校内体制づくり

(1) 「いじめ防止等の対策のための組織」を機能させる

いじめの有無に関わらず、未然防止の取組の評価のためにも、各校に設置された「いじめ防止等の対策のための組織」が機能するように、定期的な会議の開催を年間計画に位置づけます。この組織は、いじめの未然防止、早期発見、事案への対処の全てについて総合的かつ適切に対応する実効的な仕組み作りが求められており、指導・援助に係る情報の蓄積を行います。

(2) 何がいじめなのか、全教職員で明確にする

学校は人間関係づくりを練習する場です。しかし、いじめは止めなければいけません。子どもたちの個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要で、表面的・形式的に判断はできません。また、各学校の子どもたちの状況やそれまでの指導の経緯、地域の実情等によって、一律ではありません。各学校は、いじめについて研修会等を行い、全教職員で、全ての教育活動を見渡し、いじめかそうでないかを明確にします。

(3) 児童生徒の気になる情報の一元化をはかる

最初は情報があいまいで、いじめであるという明確さはありません。例えば、「最近、職員室のまわりをウロウロしている」など、「何か変だな」という程度の情報として入ってきます。保護者や地域から入ってくる情報も同様です。したがって、日常の中で情報をキャッチしたら必ず担任へ伝えます。この小さな情報が効果的に集約されるためには、日常の教師間及び地域等とのコミュニケーションが重要となります。

(4) 誰からどんな情報が入ってくるかを確認する

校外からの情報を集めるため、校内の人的資源を活用します。例えば、生徒指導担当は警察から、保健主事や養護教諭は校医から、PTA担当は保護者から、部活動顧問は外部コーチからなどが考えられます。これらを確認することは、小さな情報を意識することにもつながります。それぞれの情報は、いじめが心配される以前であれば担任に、すでにケースとして取り上げられている状況であれば、コーディネーター役の先生に報告されます。

(5) 担任は、「何かおかしい」と思ったら、学年主任等に報告する

担任は、いじめが疑われる情報を得た場合、すぐ学年主任等に報告します。このとき、校内研修会等での共通理解に基づくことが重要です。担任が一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにします。定期的な会議を待っていたのでは、事態が深刻化することもありますので、日常の報告を心がけます。

担任の報告を受けた学年主任は、学年会での話し合いに基づき、生徒指導主事・管理職に報告しますが、緊急性が高い場合は至急の対応が必要です。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、管理職のリーダーシップのもとに組織的になされること

になります。

(6) 得られた情報は、記録をする

事態が正確に捉えられ、また、支援を有効に行うためには、得られた情報が適切に記録されることが必要です。その時、次の①～③に注意することが必要です。

- ① 誰が記録を取るのかを決めます（例えば、コーディネーター役の教員）。
- ② 記録をとるときには、主観的理解と客観的事実を区別（p10 参照）してとります。
- ③ 誰からの情報が、確認したのか、未確認なのかも記録します。

記載例 「A 君に着衣の汚れがあり、いじめによるものではないかという心配が母親から語られた。A 君も含め、まだ誰からも具体的な事実の聴き取りをしていない。」

(7) 情報を蓄積する

蓄積された情報の共有化を図る工夫をしましょう。児童生徒の変化（教職員が「あれ？」と思ったこと）に関する情報について、全ての教職員が、円滑に情報を共有することができるよう、情報のフォルダや児童生徒用のシートを作成するのもその一例です。この記録は、主観的理解と客観的事実を区別（p10 参照）して記述します。アンケート調査の結果も記入しておきます。そして、支援する時に（例えば、家庭訪問、指導、新しい取組にチャレンジする時など）に、見直して活用します。

(8) 児童生徒・保護者からの情報受付窓口を設置し、周知する

児童生徒・保護者にとって、いじめについての情報は、なかなか言い出しにくいものです。アンケートの時期に関わらず、いじめについて、学校に訴えたい時もあるでしょう。そのため、いつでも、そういった情報を受け付ける窓口を学校として設置し、児童生徒・保護者に知らせておきます。

(9) ケース会議を開催する

情報が不足しいじめと判断できない場合も、ケース会議を開催し組織的な対応を行います。

いじめと判断され、制止しなければならない事例では、必ずケース会議を継続的に開きます。いじめは、制止したら解決ではなく、いじめた側の児童生徒が、いじめに替えて適切な行動を選択するように支援することが必要です。また、いじめられた側の児童生徒について、心的ケアをすることはもちろんですが、その後の良好な人間関係を保てるようなスキルを獲得させるために、このケース会議が活用されます。

ケース会議で、コーディネーター役の教員を決め、今後の対応を組織化します。この後は、介入や援助の進捗状況が、コーディネーター役の教員に集まる仕組みを作ります。

学校長が中長期的な視点でも解決したと判断するまで、ケース会議を継続します。

4 発見の方法

(1) 観察による発見

日常から、机の上に落書きがないか、ロッカーの戸が壊されていないか、下駄箱の上履きが別のところに移動していないか等を観察します。観察の質を上げるためには、いじめを捉える観点を持つことが大切です。例えば、訴えがないから「いじめではない」と考えては、多くのいじめを見逃すこととなります。以下の観点で、いじめ発見の感度を上げましょう。

いじめを発見する観点

資料 3



いじめを
行った側
の観点

能動的攻撃（攻撃する）

対象に、働きかけのある攻撃です。

(例) 叩く、蹴る、言葉によるからかい、暴言を浴びせる

使役（強制する）

命令があってもなくても、何かをさせていたり、押し付けていたりする行動です。

(例) 荷物を持たせている、嫌なこと、恥ずかしいことをさせる。

忌避（避ける）

対象をあえて避けようとする（離れようとする）行動です。対象がいなくても見られます。中には、自覚がない（わざとじゃない）場合があり、相手を攻撃することはなく、どうかしようとして行っているわけではありません。

(例) 隣の席の子どもが机を離している、周囲が距離を取る、避ける

受動的攻撃（居場所をうばう）

あえて対象に働きかけることのない攻撃です。対象には向かいませんが、精神的苦痛を与えるために行います。

(例) あいさつや発表しても反応しない、無視をする、しらけた雰囲気を出す、クラス内で悪口が書かれた手紙を回す



いじめを
受けた側
の観点

いじめを受けた児童生徒に見られる反応や行動です。ストレス反応は、思考、感情、身体、行動に現れます。この観点を使って児童生徒を観察すると、いじめを含めた、困難に直面している子どもを発見することができます。思考に現れる反応は、「ぜんぜん」「みんな」などの言葉を使って全てを否定的に理解することが特徴です。感情は、悲しみや孤独などですが、これらを背景に行動化した時、「おどおど」などの様子のみ

とることができます。身体に現れる反応には、「夜眠れない」「お腹が痛い」などが代表的であるとともに、「食欲がない」「おいしいと感じない」など、給食の時間に発見できる反応もあります。不自然な行動は、いじめを発見できる可能性があります。例えば、用事がないのに職員室前をウロウロしている等の行為が該当します。

観察の 仕方を 工夫する



子どもたちが隠そうとするいじめを発見するためには、小さな積み重ねが必要です。

(ア) 机をきちんと並べた後、しばらく教室を留守にして戻った時に、隣同士の間が少しあいているところをチェックする。

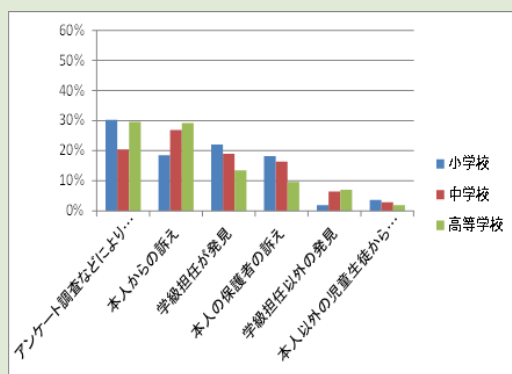
(イ) 授業後、教室を出てしばらくしてから教室に戻り、休み時間の人間関係をチェックする。

資料 3 は、いじめチェックシートとしてではなく、いじめ発見の感度を上げるために作成したものです。

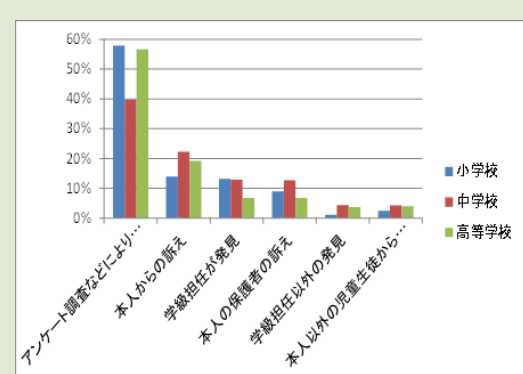
(2) アンケートによる発見

アンケートは、コミュニケーションの入り口であり、面接につなげるためのツールです。1回のアンケートで、いじめの有無を含めて、全容を知ろうとしないことです。あくまでも、アンケートは、面接をするべき児童生徒をピックアップすることが目的です。

文部科学省（2011a）



文部科学省（2014）



2011年に大津市の中学2年生が自死した前と後では、「アンケート調査」は全体に占める割合が大きく変わっています。グラフから「アンケート調査」がいじめ発見の重要なきっかけになっていることがわかります。

この間、各学校でアンケート調査が実施されるようになってきたことが背景にあると考えられます。

ア アンケート作成のポイント

質問項目 の検討

毎年、「いじめ防止対策のための組織」で、生徒指導の方針や児童生徒の状況等に応じて、意図をもって質問項目を検討することが重要です。そうすることで、アンケートの回答を、その意図に沿って読み解くことができます。意図があいまいなアンケート調査では、子どもたちの声を聞きとることができません。

記名式と 無記名式

記名式の場合は、書きやすさを優先させて、その後の面接で質のよい情報を得ようと考えたとよいでしょう。解決までつなげようとするときは、記名式が有効です。また、記名式では、名前を書く欄を上にして、最初に書かせるようにします。

無記名式の場合は、いじめ被害にあっている「助けたい人」を聞くことができれば、支援につなげることができます。

調査方法	目的	質問項目
記名式	本人に訴える機会を提供する	あなたはとうですか？
無記名式	目撃者に訴える機会を提供する	クラスの雰囲気はどうですか？ あなたが助けたい人は誰ですか？



資料 4

資料 5

肯定的質問 否定的質問

肯定的な質問（例：「今がんばっていることはなんですか？」）に対しては、自由記述でも、児童生徒は積極的に書けるものです。積極的に書ける質問項目を設定して、全員が、鉛筆を動かす状態を作ることが必要です。

否定的な質問（例：「友だちにされて、嫌だったことはなんですか？」）に対しては、自由記述では書きにくいものです。こんなときは選択肢を用意するとよいでしょう。例えば、「今、悩んでいることは何ですか？」という質問には選択肢を用意します。「勉強」や「部活動」などの他に、いじめという選択肢を設けることもできます。いじめでは回答しにくい児童生徒のために、「クラスの雰囲気」など、あいまいな選択肢を含めることもコツと言えます。

定期的な 実施

アンケートは、実施時期を明示し、大きな調査は学期ごと、小さな調査は毎月実施するなど定期的に行います。

定期的な実施は、

- ① 児童生徒の変化を見ることができます。
- ② 児童生徒に、回答への心構えを作ることができます。何を記入するかを考える習慣化につながります。心構えを作ることが、対処能力を育成することにつながります。
- ③ 児童生徒に「他者に援助を求めてもよいのだ」というメッセージを伝えることとなります。

イ アンケートの実施中の留意点

(7) アンケート実施中の児童生徒の様子を観察する

実施中は、児童生徒間で、どういう反応（例：アイコンタクトをしている、冷やかす、特定の名前を挙げる）があるかを観察しましょう。記入の間に話している児童生徒は、周囲にプレッシャーをかけ、いじめの表出を妨げている可能性があります。

(イ) 安心して書ける環境を作る

先生がいて落ち着いた雰囲気を作り出すことで、安心して書けます。学級状況によっては、複数の教員で実施することも考えられます。

(ウ) 回収に配慮する

書いた内容が他者に見えないように、教師が回収したり、二つ折りで回収したりするなどの対応が考えられます。また、上記の①同様に回収中の児童生徒の様子（例えば、周囲にプレッシャーをかけているようなことはないか、何か言いたそうな表情をしているものはいないか）を観察しましょう。

ウ 見逃しがちな回答

(7) 書かれなかったことに注目する

「今、頑張っていること」「今、楽しいこと」などの肯定的な質問に対して、空白のままの回答も注目します。いじめか否かの判断はできませんが、何らかのトラブルが、新たに発生したのかもしれない。

(イ) 変化に注目する

- ① これまで書かれていた肯定的なことが急に書かれなくなったことに注目します。書く量が減ったり、否定的な回答になったりしたことに注目します。
- ② 数値（スケール）での質問（例：学校生活に対する満足度）をした場合、急激に数値が落ち込んでいないかどうか注目にします。

エ アンケートの回答を複数の教員が目で見解を

複数の教員で読むと、例えば、昨年の担任が「この子、こんなこと書かない感じだったのに」など、回答に関して、新しい情報が加わることに繋がります。

オ 心とからだの健康観察の活用

岩手県教育委員会では、2011年度から、児童生徒の心のサポートの取組の一つとして、「心とからだの健康観察」を実施しています。2014年度より、質問項目のうち「あのこと」を「つらかったこと」に変更しています。児童生徒によっては、「つらかったこと」が、いじめ被害である可能性が考えられます。「要サポート」、「話をきいてほしい」が「3」、前年度より数値が上がっているなどの場合、一度、面接をして確認します。

(3) 面接による発見

気になる児童生徒がいれば、面接をすぐに行うようにします。また、アンケートでピックアップした児童生徒は面接をします。このとき、面接することを他の児童生徒に知られないように配慮します。

ア 他の話題の中からいじめ発見につながる面接

児童生徒は「いじめ相談」という看板を背負ってくるわけではありません。例えば、進路相談や部活動の相談の中に、いじめと思われる断片が出てくるかもしれません。また、進路や部活動の主観的大変さを聴くと、しばしば、人間関係の大変さが含まれています。人間関係の大変さの話を進めていくうちに、いじめの発見につながることもあります。

イ いじめを受けたことを隠そうとする児童生徒への対応

うまくいっていることから聴いていきます。いきなり否定的なこと（「いじめられている」）は、言いにくいものです。実際にはいじめられているとしても、部活動では良好な生活が維持できていたり、仲の良い応援してくれる友人がいたりする生徒がいます。いじめられていて解決への展望が持てない状況だと、うまくいっていないことを隠すものです。このような時に、うまくいっていること（資源）から聴いていくと、うまくいっていないいじめのことも話しやすくなります。

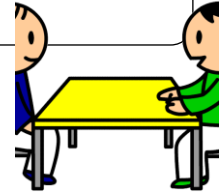
ウ いじめを受けたかもしれない児童生徒の保護者との面接

保護者は、子どものそばにいますので、変化に気付ける人です。「最近、元気がない」などの変化を教えてもらうという意識で聞きます。保護者から、どれだけ具体的な行為としての情報が聞けるかがカギになります。保護者が、心配になったり、気になったりしたのは、具体的にどんな行動から、そう判断したのかを聴き取ります。また、子どもが最近キレやすいというときも、具体的な行動や状況を聴き取ります。そして、それらを学校が持っている情報と付け合わせます。

5 相談電話を周知する際の留意点

児童生徒への説明

困ったり悩んだりしていることを相談することは「チクリ」でも、弱いことでも、恥ずかしいことでもありません。友だち関係や学校生活をより良くするための当然の行動です。けれども、先生や親など周りの大人にどうしても言えないと思うときは、一人で苦しまず、ぜひ電話で話をしてみてください。数多くの相談に対応してきた相談員が、あなたの話を親身になって聴き、解決へのよりよい方法を一緒に考えます。



いつでも相談できます

例えば、「24時間子供 SOS ダイヤル」では、休日も含め毎日 24 時間いつでも電話できます。

相談者の秘密は守られます

「大人に話すことで、もっといじめがひどくなる」と心配になる人もいますが、秘密は守られますので安心してください。名前や学校名は言わなくてもかまいません。

相談者のつらさを聴き、受け止めます

一方的に「〇〇したほうがいい」というような話はしません。途中で切りたくなったら切ってもかまいません。気持ちが落ち着いたらまたかけてください。

どうしたらよいか、一緒に考えます

解決へのよりよい方法や、相談者が今できそうなことを一緒に探しながら考えます。相談者が希望すれば、責任をもって学校へ連絡をとり、教育委員会が連携しながら解決に努めます。連絡を希望するときは、相談者が安心できるように、学校に伝える内容や伝えた後の動きを、前もって電話で打合せをします。

※ いじめ相談電話には、いたずら目的で電話をかけたりすることがないよう指導をお願いします。



資料 6

V いじめへの対応

1 事実確認

(1) 聴き取りの順序

- ① 情報提供をした児童生徒
- ② いじめを受けている児童生徒
- ③ いじめをしていると思われる児童生徒
- ④ 周囲の児童生徒

③は、聴き始めたら、短時間で全部終える必要があります。そのために、①②を先行して聴き取り、内容を整理しておきます。④は、②と③が一致させられないとき等、必要に応じて行います。

(2) 能動的攻撃、使役の場合

- ① 教員側の段取りを整える（まず、誰が担当するか、どう聴くかを打合せする）。
- ② 管理職に聴取すること（担当、内容等）を報告する。
- ③ いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒（周囲の児童生徒）を個別に事情聴取を行う。時間は発達段階に応じて設定する。
- ④ 話したことを確認したら、そのまま当該児童生徒に、自分で書かせる（行為を固定する）。
- ⑤ コーディネーター役の先生を中心に、話を突き合わせます。
- ⑥ 必要に応じて、いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒・周囲の児童生徒から個別に再度事実の確認をする。
- ⑦ 管理職に聴取結果を報告する。今後の方針を確認する。

事実に基づいて指導するために、行為を明らかにすることが大事です。いじめを行った児童生徒同士で口裏合わせをさせないように、始めたら一斉に行います。聴き取りは「その日のうちに」が原則です。



資料7



(3) 忌避，受動的攻撃の場合

「いじめられています」のような直接の訴えはないことが多いので，事実確認は容易ではありません。重要なのは，発見・認知の前の情報収集の部分です。特に，忌避は，教師が見定めることが必要です。「人間関係のトラブル」なのかいじめなのか，トラブルの水準を読み間違えないようにすることが大切です。

忌避を見るポイント

公的なルールをないがしろにしているかどうかです。

どこに座ってもいいよと言って他に座るのなら OK ですが，資料のあるところに座るように指示しているのに，わざわざ別のところに座っているのは問題があります。



指 導

その行為を行った瞬間にしかできません。

無視や汚いものをさわるようにする行為等が行われていると考えられる場合，その行為が出現しそうな場面を予測して，やった瞬間を複数の教員で観察し，介入します。

「無視しているらしい」という場合，話し合い活動の際，無視されたり，外されたりする瞬間がないか注意します。

(4) 事実を確認するポイント

事実を正確に把握できなければ，いじめの解決にはつながりません。誤った情報を保護者に伝えてしまうと信頼関係を損ないます。また，機を逃さない対応をするためにも迅速な事実確認が大切です。

以下の点に留意することを原則とし，管理職等の指示の下に正確な事実確認に努め，教職員間の情報共有を随時行うことが必要です。

ア 組織的な対応

- ① 担任の裁量で動くのではなく，校長の指示・了解のもとで動きます。
- ② 複数の児童生徒が関係する場合は，個別に聴き取り場所を設定し，複数の教員で時間差がないよう聴き取りを行います。一堂に集めて聴き取りなどはしないようにします。
- ③ 複数の教員で事実を確認しながら聴取を進めます。
- ④ 情報提供者についての秘密を厳守します。



イ 事実確認の仕方

(7) いじめを行った（と思われる）児童生徒の聴き取りのポイント

- ① 事前に、それまで得られている情報を整理しておきます。
- ② 聴き取りでは、客観的事実（p10 参照）を確認し、整理します。ここでは、指導することが目的ではありません。
- ③ 直近の行為から、事実として何をしたのか、具体的に確認します。初めから聞こうとしても、過去の記憶はあいまいになるため、いじめを受けた（と思われる、と訴えている）児童生徒の説明と食い違うことがあります。
- ④ 「いつ〇〇という行為があつて」と記録します。「いついじめがあつて」という記述はしません。
- ⑤ いじめを受ける側と行う側が入れ替わりうることを念頭に置きます。
- ⑥ 聴き取り後の対応

管理職を中心にいじめと判断できたなら、「あなたのやったことはいじめだから許さない」と告げます。

帰すときは、本人の気持ちの整理を確認して、必要であれば、保護者に来校してもらい引き渡すなどの対応も検討します。

(4) いじめを行った児童生徒に事実を書かせるポイント

- ① 何をしていたかを、自分自身で書かせます。
- ② 詳細（いつ、どこで、誰が、誰に、何をしたのか？）に書かせます。

聴き取りをする中で、当該児童生徒に、自分が話した（認めた）内容を、その場で自分自身によって書かせます。これは、何をしたのか客観的事実に基づいて、いじめとして指導ができるようにするためです。小学生であっても、できるだけ自分で書かせるようにするとよいでしょう。

※事実を固定させて、行為をストップさせることができれば、この後は、指導・援助のための会議や対応に時間をかけることが可能になります。



資料 7

(ウ) いじめを受けた児童生徒の聴き取り

- ① 主観的理解と客観的事実を区別して聴き取ります。
- ② 何の行為が、主観的にどのようにつらいのかを聴き取ります。
- ③ 安心して学校生活を送るために、具体的に何が改善されたらよいのかを相談して確認します。どうしたいのか（ニーズ、どうなったら解決だと思えるのか）を確認します。

※ いじめは認識の問題なので、解決は必ずしも事実を変えるだけではないことに留意します。

(I) 周囲の児童生徒への聴き取り

- ① 情報源であると他の児童生徒に知られないように、聞き取る場所、時間、複数の教員による対応等、配慮をします。
- ② 主観的理解と客観的事実を区別して聴き取ります。
- ③ 直近の行為から、具体的に確認します。
- ④ 傍観者として責めないことがポイントです。教員に言うか言わないか迷っている気持ちを支えます。

ウ 保護者からの訴えの聴き取りのポイント

保護者がどういう事実をいじめと判断したのか、客観的事実を聞くことに専念しましょう。また、スピード感が重要です。

① 「うちの子がいじめられているようです。」と言われた時



「いじめられているんですね。わかりました。

調べてみます。」では、できない約束をする可

能性があります。いじめとは、客観的事実を集めて整理し、判断

した言葉です。いじめがあるかないかを判断できるまでにはかなりの時間と労力が必要です。



「どうしていじめだと思ったのですか？具体的なエピソードを教えてください。」と質問します。保護者から「〇〇をされたって本人が言ってます。」と返ってきたら、「〇〇された」について、

「明日までに調べます。」と言います。具体的なことを確認し、保護者にすぐ答えることが重要です。

保護者は、同じ危機感を持ってもらいたいのです。保護者の気持ちを受け止めることが保護者を支えます。

② 攻撃的な言い方で訴えがある時

「子どもを守って欲しい」という願いをネガティブに表現し、情報が文句の形（攻撃的な言い方）で入ってくることがあります。担任としては「そんなことはありません。」「いじめではありません。」と言いたくなりますが、保護者は情報を提供してくれている人という意識で聴き取りをします。

(5) 聴き取りの際に気をつけたい対応

教職員の好ましくない対応

- ① 性急に解決しようとしてしまう。また、いじめでないとしてすぐに判断したり、すぐに解決したことにしたりしてしまう。

事実確認が十分でない中で、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒とを直接会わせて事実確認をしようとする。解決を急ぐ余り、聴き取った内容を、「〇〇が、△△と言っていたぞ」と他の児童生徒に伝えてしまう。



- ② 教師の価値観や経験で、「いじめではない」と判断してそれを伝えてしまう。

「仲がよい関係だろう」「遊びの延長だろう」などと発言してしまう。



- ③ 児童生徒自身の課題に目が行ってしまう。

「あなたは神経質だから」、「あなたにも責任がある」などと発言してしまう。「いじめられた」と訴えてきた側の言い分だけで対応してしまう。



- ④ 人間関係のトラブルや犯罪のレベルも含め、トラブルの全てをいじめと判断してしまう。

「殴られて●●●●」をいじめと判断している



- ⑤ いじめを行った児童生徒が言たいじめた理由を容認してしまう。

「自己中心的なところがあるから」などという発言に対して同調してしまう。



- ⑥ いじめを受けた児童生徒に好ましくない声かけをしてしまう。

「やられたらやりかえせ」などと声かけを行う。



2 指導・援助のポイント

(1) いじめを受けた児童生徒へ

ア 短期的ポイント

- ① 客観的事実の軽重にかかわらず、主観的な被害感情には支持的に対応します。
その子にとってのつらさについて理解したことをその子に伝え返しましょう。そうすることで、その子のつらさが伝わっているということを表すことができます。
- ② 毎日、一緒に今日の状況について確認をします。
帰りの短学活（HR）終了後等、一緒に状況を確認することで、本人に教員が支えていることが伝わります。
- ③ 1週間毎日確認して何もなかったら、3日に一度・・・と間隔をあけていきます。
次がいつかを明確にすることがポイントです。
- ④ 「いじめを行った児童生徒からの止めるべき具体的な行為」を確認します。
「もう嫌な思いをしない」という曖昧な目標を立ててしまうと、本人が緊張したり、嫌な思いをしたりしたときに、「いじめられた」と訴えることとなります。
- ⑤ 学習について確認します。
安心して教育を受けられるようにするための措置について、確認します。

イ 中長期的ポイント

- ① 「いじめられた」と感じた時の具体的で有効な対処行動を考え、練習させます。
当該児童生徒が工夫できること（実際にあったときにどうするのかなど）を作っていきます。例えば、小学生で、プロレス技をかけられている時に、何も言わずに笑うという対処行動をとっていたら、「痛い」「嫌だ」を言えるように練習します。「つらかった」「痛かった」と、まず教師に、次に相手に、言えるようになるなど、自分でできる少しの工夫から始めることが大切です。
当該児童生徒が「こうしてみようかな」と話したら、「試しても試せなくても結果を教えて」と言い、次の支援につながります。試すことができたなら、「どうして試すことができたか」を確認し、試すことができなかったら、「どうしたら試すことができるか」を確認します。
- ② いじめを行った児童生徒へ「嫌だ」「止めて」と言えない時に、周囲の人に助けを求める方法を確認します。
教員、保護者、警察など周囲の大人に、何をすればいいかを確認します。
- ③ 「嫌な思い」が続くとき
教員が、「もう大丈夫でしょ」「もう怖くないでしょ」などと軽々しい反応をしていないか点検しましょう。子どもの嫌な思いを聞き切れていないと思ったら、早合点せずに、「嫌な思い」をどう理解したのかを子どもに伝えることで、より深い理解を図りましょう。その上で、さらに内的世界を理解する専門家としてのSC等と連携し、支援をしましょう。

(2) いじめを受けた児童生徒の保護者へ

ア 短期的ポイント

(7) 電話ではなく、対面で話をしましょう。

電話だと言葉の小さな表現による誤解が生じやすくお互いの意図が通じないことがありますので、会って話しましょう。家庭訪問はその有効な手段の一つです。そのときには、原則として複数の教員で行います。



(4) 最初の面談で行うこと

- ① 保護者としての、心配や不安を支持的に聴き取ります。
- ② 保護者が持っている客観的事実を聴き取ります。
- ③ 今後の方針を伝えます。

学校が本人・いじめを行った児童生徒に何をするのか等問題解決に向けた学校の方針や具体的な取組が決まり次第伝えます。次回の連絡日を明示しながら、本人の学校での様子を伝えます。次回の連絡日を明示することで、保護者は、担任に話をする機会が得られることがわかります。また、担任は、本人の家での様子を聴けることにもなります。

④ いじめを行った児童生徒の保護者との調整について確認します。

連絡（謝罪）のためにいじめを行った児童生徒の保護者から、住所や電話番号等を知りたいと言ってきた場合の対応を確認しておきます。

いじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起こることがないように情報の共有の在り方について確認しておきます。

(ウ) 心配がぬぐえない保護者への対応

① 心配や不安を十分に聞き取れていないことが考えられます。

まずは、保護者の心配や不安を支持的に再度聴き取ります。

② 当面（1週間）どういう状況になったら解決かを確認します。

「不安でない状況になること」のように抽象的なことだと、具体的なゴール像が共有できません。「安心できる」ためには、具体的にどうしたらいいか、どういう状況を作れたらいいかを確認します。

いじめを行った児童生徒ができること（例：朝、教室であいさつをする）を保護者とのゴールにするとよいでしょう。いじめを行った児童生徒の行為が改善することを目標とします。

③ 保護者の訴えに対して、安易に不確定な情報を伝えたり誤った発言等をしないように注意します。

得られている情報の中で、確定した情報と不確定の情報を区別し、今後の支援について伝えます。

④ 「全面的に守ります」という言葉は、慎重に使います。

「全面的に守ります」という表現は、心情を回復することを保護者が期待します。例えば、児童生徒が「怖い」と言う限り、「いじめられている」と認識します。事実としてどういう状況になったら良いのかを明確にしましょう。

イ 中長期的ポイント

- ① どういう人間に成長してほしいかを保護者と学校が確認します。
- ② あらかじめ「いじめられた」と感じた時の具体的で有効な対処行動を考え、練習させます。

どのようにしたらトラブルに巻き込まれないようになるか、保護者と学校が一緒に考えます。次に同様のことがあった場合の対処行動に関する支援について、学校が行うこと、保護者が行うことを確認します。

(3) いじめを行った児童生徒へ

ア 短期的ポイント

- ① 徹底して、行為を止めます。

「いじめの意図がなかった」「悪気はなかった」ということは関係ありません。意図・悪気があるなしに関わらず、その行為はいじめだと指導することは大切です。これまで、いじめていても、罰を受けないことを学習していますので、いじめの基準を学習させます。

- ② いじめで何を得たかったのかを教師が見立てます。

いじめを行った児童生徒を支援対象者とする準備も行います。

- ③ いじめを行った複数の児童生徒は一括りに指導しません。

いじめを行った児童生徒のグループの中にも主従関係が存在する場合があります。また、いじめを行っていた意図が違う可能性もあります。したがって、いじめを行った児童生徒について、いじめという行為だけをもとに、指導を一括りにしない方がよい場合が多々あります。

- ④ 学習について、確認します。

別室での指導になる場合の教育を受けられるようにするための措置について、説明します。

- ⑤ 出席停止制度の適切な運用等（「推進法」(第26条)）

当該児童生徒に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめが継続し、いじめを受けた児童生徒の安全・安心が確保できないと判断した場合は、市町村教育委員会に連絡して、いじめを行った児童生徒の出席停止も考慮して対応します。

法律では、下記のように記載されています。

市町村の教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

⑥ 高等学校・特別支援学校高等部の生徒への対応

懲戒(戒告, 謹慎, 停学, 退学)も含めて, いじめを行った生徒に内省の機会を与えて指導します。

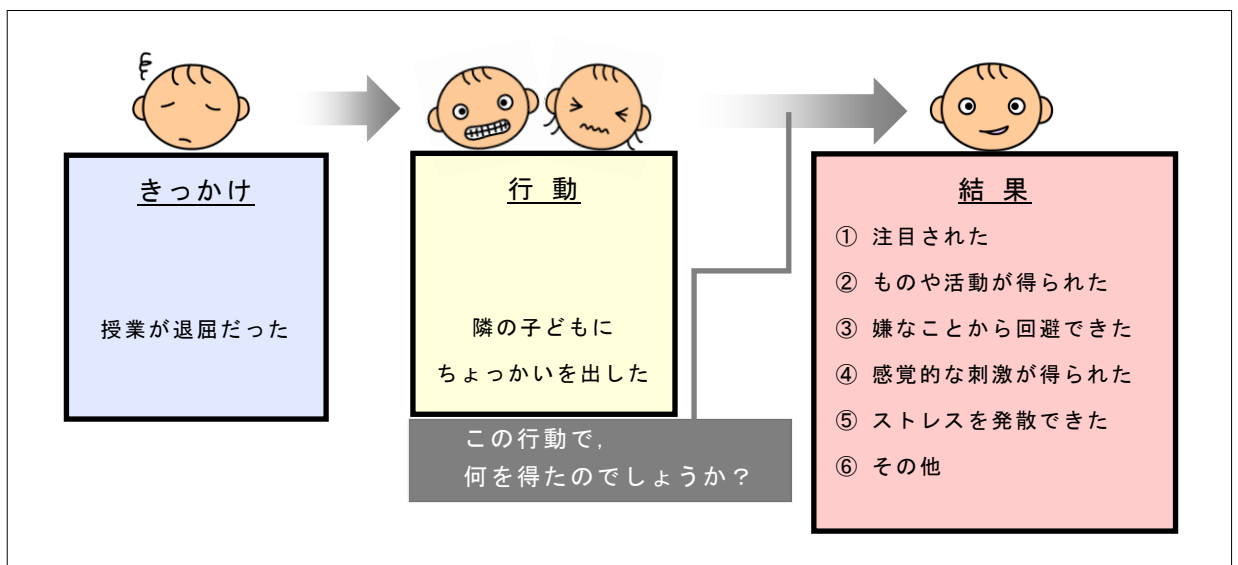
⑦ はやしたてた児童生徒への対応

はやしたてる行為は, いじめを助長しています。社会的に許される行為ではありませんので, いじめを行った児童生徒と考えます。はやしたてるなど同調したことは, いじめに荷担したことであることを, はっきりと伝えます。

イ 中長期的ポイント

① いじめによって, 得ていたことを確認します。

行動の3つの箱(p12 参照)で, いじめ行動がなぜ生じたのかを考えます。いじめをストレスへの対処行動の失敗と捉えて, いじめを行った児童生徒が, 何を欲しかったのか, 何を得ようとしたのかを検討します。その欲しかったもの, 得たかかったものを社会的に認められる方法に置き換えることを支援します。つまり, いじめ以外の選択肢を考えさせ, いじめ以外の行為を学習することを支援します。スクールカウンセラーに, この得たかかったものを確認してもらうのもよいでしょう。



退屈だからといってからかうような行動をする場合には, 暇な時間を作らせないように, 興味関心を引いたり, リーダーシップを発揮しやすい状況を設定したりすることで, 他者からの賞賛を得やすくし, 退屈させない対応を取ります。

② できていること, 援助資源(その子の中にある得意なこと, その子にとっていいことを増やせる人など)になること, できていないことを確認します。

③ いじめを行った児童生徒へのいじめに対して配慮します。

いじめを行った児童生徒への排斥や, ネット上にさらすことなど, 新たないじめからいじめを行った児童生徒を守ることも大切です。

(4) いじめを行った児童生徒の保護者へ

ア 短期的ポイント

① 保護者が、人的資源となるかどうか検討します。

中・長期的な支援のため、保護者に協力してもらえるかどうか検討します。したがって、ここでは、保護者を指導したり（叱ったり）子どもへの指導をお願いしたりするのではなく、学校の支援方針に協力できるかどうかを見立てます。

保護者が「親から、きっちり言い聞かせます」という発言は、保護者が「先生から責められている感じがして、ちょっと離れたい」と防衛的になっている可能性も考えられます。



② 事実を伝え、事実に基づいて指導をします。

客観的事実を伝えます。その上で学校の判断基準を示します。いじめと判断されるのであれば、「この行為は、『いじめ』と判断しました。」と、行為をもとに説明をします。行為を示さず、「いじめました」と伝えると、「うちの子は、いじめはしていません」と話がこじれてしまう可能性があります。あくまでも、「この行為について、容認できません」という指導をします。

③ 保護者との話し合いは、個別に行います。

いじめを行った児童生徒が複数の場合でも、各保護者と個々に話し合いを持ちます。保護者を一斉に集めると、防衛的なまとまりになってしまい、本来必要な子どもへの支援ができにくくなります。保護者同士が連絡をとりあって、「以前、いじめられたから、お互い様だ」、「いじめられる方にも原因がある」「先にやったのは、あっちの方だ」「子ども同士をよくあることでは？」など、学校の判断を否定することもあります。

また、いじめを行った児童生徒それぞれに、いじめを行った理由（例えば、「おもしろいから」「仲間はずれにされるから」「みんながしていたから」など）が違う場合、いじめ行為が止まったあとの中・長期的な支援計画が異なります。したがって、この時期から、保護者への対応を個別にするとよいでしょう。

④ いじめを受けた児童生徒の保護者との情報の共有の在り方について確認しておきます。

⑤ いじめが止まらなかった場合の学校の指導方針を説明します。

本人同様に、保護者にも、誰の指導になるのか（例えば、生徒指導主事⇒校長）、どういう基準でどんな指導になるのか（例えば、謹慎等の基準）、指導の段階とその方針・基準がわかるように説明します。

⑥ 学習について、確認します。

いじめを受けた児童生徒と別の教室で登校させる場合は、教育を受けられるようにするための措置について、説明します。

イ 中長期的ポイント

① いじめを行った児童生徒の現在の課題と今後の支援方針を確認し、役割を分担する

今回のいじめが、ストレスへの対処行動の失敗であると考え、それを修正し、適切な方法（行為）に変換させる支援を検討します。

人から注目してほしいくて、いじめをしていた子どもの場合



学校生活で認められることが少なかったからではないかと考え、学校として「具体的にできていることを褒めるようにします。」と伝えた上で、保護者に「何か褒めてあげられることはないですか？」と訊き、学校と保護者が何のために、何を行うのかを確認します。

「家ではどうなのだろう？家ではほめられているのに、学校ではどうなんだろう？」と考え、例えば、「面白いからいじめた」という場合、「面白いことが欲しい」と見ます。

② 資源として活用する

資源になってもらい続けるために、支援の経過について、定期的に連絡を取り、当該児童生徒の出来ていること、課題と考えられることを確認します。

(5) 周囲の児童生徒へ

以下の対応は必要に応じて行います。

ア 全体に

① いじめという行為があったことを伝える

いじめの基準（トラブルの水準）を教えるチャンスにとらえ、教えます。

② いじめを行った児童生徒へ制裁を加える行為の禁止

例えば、インターネット上で、誹謗中傷の記事を書くこともいじめになることを伝えます。



イ 見ていた児童生徒

① 表面的な指導にならないようにする

中には傍観者の立場にしながら、心を痛めていた者もいます。「なぜ先生は気づかないのか」と感じていた者もいるかもしれません。そのような中で、教師の指導が、「見ていた者は、同罪だ。」「クラスメートを見捨てた」などと正義を振りかざすような表面的な説諭や感情的な主張に終始すれば、結果的に児童生徒の心に届かなかったり、子ども自身の主体的な解決能力につながらなかつたりします。

② 児童生徒を尊重する

言い出したかったけど、言い出せなかったと考えます。例えば、言おうとする気持ちが4:6の「4」だったため言い出せず、決して0:10で言おうとする気持ちが「0」というわけではありません。だから、その「4」の部分に触れるように話します。

「本当はみんなも、言いやすい雰囲気だったら言えたし、私が聞けるような感じだったら、先生に言ってくれたんだよね。0:10ではなく、1とか2とか3とか4とか…あったんだよね。でも、クラスの中で起こったこのことは、『いじめ』で許されないことだから、次は先生に教えてほしいな。」等、児童生徒を尊重した言い方をします。



ウ 当該児童生徒以外の保護者へ

学校で起こったことを伝え、どういう行為がいじめに当たるかを説明します。同じ視点で教師も保護者も子どもを見るようにします。同じ基準を持つことが行動連携につながります。

(6) いじめを行った児童生徒からいじめを受けた児童生徒へ謝罪させる場合の留意点

教員主導で、形式的な謝罪の「儀式」を行うと、教員は解決したつもりになりますが、かえって問題がこじれることがあります。いじめを受けた児童生徒が謝罪を求めている場合、以下のことが求められています。

教員が、参加者、日時、役割分担、謝罪（話し合い）の内容、謝罪後の対応、会の進め方等の計画を作成します。いじめを受けた児童生徒及び保護者に計画案を示し、意向を確認します。事前に、いじめを行った児童生徒へ、謝罪と反省の内容について、指導・援助を行います。また、その保護者にも会の目的や進め方を確認します。

(仙台市教育委員会, 2014)

(7) 記録の蓄積

指導・援助の記録を蓄積します。



記録は、個人的な手帳に残さず、記録シートに記入します。記入後は、校内の関係者で回覧したら印を押して管理します。その管理には注意を払います。

記録には「事実の記録」と「支援のための記録」との2種類があります。



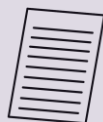
資料 8

「事実の記録」の記録内容



家庭訪問や電話を行った時に、いつ、どこで、どのような指導・援助を行ったのか等の事実を記録します。速報を重視し、箇条書きで記入します。

「支援のための記録」の記録内容



いじめを受けた児童生徒はどんなときに安心できるのか、いじめを行った児童生徒はどんなときに適応的な行動がとれるのか等支援のヒントを記録します。

記録は、当該児童生徒や保護者に読ませることができるといったら、有益な支援関係が成立していると言えるでしょう。例えば「石隈・田村式援助シート」(石隈・田村, 2003)があります。

3 関係機関との連携

(1) 警察との連携

学校も警察も、児童生徒の健全育成を図るという点で目的を共有しています。犯罪行為については、警察等への連絡・相談を行います。犯罪行為を行ったのに、教員が指導して終わりになると、他の行為と犯罪行為の区別がつかなくなります。「推進法」(第23条第6項)には、下記のとおり記載されています。

「学校はいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助をもとめなければならない。」

また、警察庁（2013）「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」では、

「教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含む。以下同じ。）がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとっていかなければならない」、「警察に相談等を行うべきか否か学校が判断に迷うような場合等には必要な助言を行い、警察と学校等が連携して早期に対応できるよう努めること」

等と示されており、警察側からも積極的な協力が得られる体制になっています。

文部科学省（2012a）では、次のア、イのように警察との連携について、述べています。

ア 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- ① 学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底的に守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要です。
- ② いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要です。



イ 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記アの考え方に基づいて判断することが必要です。下記の行為について、学校だけで指導をすると、犯罪行為ではなくいじめと学習してしまうことにつながります。学校ががんばればがんばるほど、子どもは間違った理解をしてしまいます。

刑罰法規／暴行（刑法第 208 条）

- 同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする
- プロレスと称して同級生を押しえついたり投げたりする

刑罰法規／傷害（刑法第 204 条）

- 顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる

刑罰法規／強要（刑法第 223 条）

- 断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる
- 無理やり裸の画像を撮影する

刑罰法規／強制わいせつ（刑法第 176 条）

- 断れば危害を加えると脅し，性器をさわる

刑罰法規／恐喝（刑法第 249 条）

- 断れば危害を加えると脅し，現金を巻き上げる

刑罰法規／窃盗（刑法第 235 条）

- 教科書等の所持品を盗む

刑罰法規／器物損壊等（刑法第 261 条）

- 自転車を故意に破損させる

刑罰法規／脅迫（刑法第 222 条）

- 学校に来たら危害を加えると脅す
- 学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る
- 裸の画像をネットに載せると脅し，金品を要求したり，関係を迫る

刑罰法規／名誉毀損，侮辱（刑法第 230 条，231 条）

- 校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて，「万引きをしていた」，気持ち悪い，うざいなどと悪口を書く
- 特定の人物を誹謗中傷するため，インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」，気持ち悪い，うざい，などと悪口を書く

（2）児童相談所，市町村児童家庭（福祉）担当の課，要保護児童対策地域協議会の活用

いじめを行った児童生徒の中には，被虐待，貧困，「精神疾患の親」等家庭養育の背景が原因と考えられる場合もあります。この場合，いじめ行為の対応において保護者から協力が得られるように，保護者への支援を行います。特に，被虐待（身体的虐待，ネグレクト，性的虐待，心理的虐待）が疑われる場合には，まずは，市町村児童家庭（福祉）関係の課に相談します。重篤なケースは警察から通告してもらおうと児童相談所も動いてくれます。また，要保護児童対策地域協議会は，多くの場合，市町村の児童家庭（福祉）担当の課が事務局となっています。

(3) 関係機関の相談窓口

さまざまな関係機関が相談窓口を開設しています。

法務局

法務局では、人権（いじめも含まれます）に関する問題を解決に導く取組を行っています。下記の「みんなの人権 110 番」では、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じています。また、インターネットでも相談を受け付けています。

『みんなの人権 110 番』 ☎ 0570-003-110

『法務省インターネット人権相談受付窓口』

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。



児童 相談所

18歳未満の子どもに関する様々な問題について、保護者等からの相談に応じています。子ども・家庭テレフォン（岩手県福祉総合相談センター）

● 月～土・日 9:00～22:00, 祝日 9:00～17:45

☎ 019-652-4152

少年 鑑別所

地域社会の青少年の健全育成のため、少年本人の他、保護者、教員の相談に応じています。

一般相談（盛岡少年鑑別所）

● 平日 9:00～17:00 ☎ 019-647-2205

法テラス 岩手

困りごとに応じて、問題を解決するための法制度や手続き、適切な相談窓口を案内してくれます。

● 平日 9:00～17:00 ☎ 050-3383-5546


岩手県 弁護士会

法律相談センターが「子どもの無料法律相談」として、県内の児童生徒を対象に相談を受け付けています。受付後に担当の弁護士から電話があります。

● 平日 9:00～17:00 ☎ 019-623-5005




『24 時間いじめ相談ダイヤル』(岩手県教育委員会)

24 時間, 365 日
 0570-0-78310


『いじめ相談電話』(岩手県教育委員会)
24 時間, 365 日
 019-623-7830


『ふれあい相談』(総合教育センター)

平日 9 : 00 ~ 17 : 00
 0198-27-2331

『子どもの人権 110 番』(盛岡法務局)
平日 8 : 30 ~ 17 : 15
 0120-007-110

『ヤングテレホンコーナー』

(岩手県警察本部少年サポートセンター)
平日 9 : 00 ~ 17 : 45
 019-651-7867

『チャイルドライン』
(NPO 法人チャイルドライン支援センター)
月 ~ 土 16 : 00 ~ 21 : 00
 0120-99-7777

MEMO



(4) 関係機関との連携のコツ —関係機関との行動連携へ—

＜連携に踏み切れない、または遅れる理由＞

学校では、関係機関、特に警察へ通報したり相談したりすることへのためらいがあり、連携に踏み切れない、または遅れるケースが見られます。それは、相談後の警察の動きが予測できず、学校やいじめを受けた児童生徒の意向や方針を考慮しない対応が進むのではないかという不安があることも一因と思われます。

① 日々の連携と緊急時の連携の形成

日常の教育活動の中で、関係機関に講師（非行防止教室等）を依頼したり、情報交換を定期的に行ったりするなど「日々の連携」を丁寧に行うことで問題行動の減少が期待できるばかりではなく、担当者間の「顔の見える関係」を築くことで問題行動等が起きた場合に相談しやすく、円滑で適切な「緊急時の連携」につながります。日頃から警察等とネットワークを構築できる体制を整備しながら関係機関の機能や業務内容、組織、担当者名等を十分に把握・理解し、重大な事案が起きたときに機関の専門性を活かすどのような役割で具体的にどう動くかを明確にしておくことが重要です。

② 校内における連携の確認

連携が一部の教職員だけの取組に終わらぬよう、連携の意義や必要性、学校の連携の実態を全職員で共通理解しておくことや、関係機関との連携に関する基本方針を、事前に保護者等に十分に説明しておくことも大切です。

③ スクールソーシャルワーカーの活用

関係機関を活用する際に、スクール・ソーシャルワーカー（SSW）が配置されている学校（※教育事務所・教育委員会単位での配置もある）においては、校外の関係機関・関係法制度の活用についてSSWを介して進めていくことも有効です。SSWは、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術があり、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図ります。

4 事故報告の出し方

各自治体で定められた所定の様式を用いて、いじめの報告、いじめ重大事態の発生に関わる報告、加えて重大事態に関する調査報告等を、下記の要領で提出します。

※報告様式、報告ルート、報告期限等については、各自治体で定めるもの
いじめ防止対策推進法に基づく対応

(1) いじめ

いじめの発生及び概要（今後の対応を含む）について、学校から教育委員会へ報告

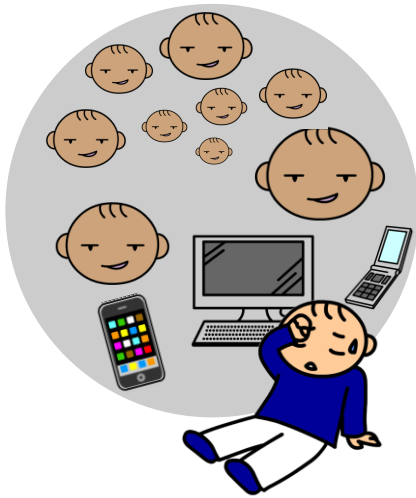
(2) いじめの重大事態

- ① 重大事態の発生について、速やかに学校から教育委員会へ報告
- ② 調査の実施主体について、教育委員会が判断する
- ③ 学校が調査主体となった場合、重大事態に関する調査後、教育委員会へ報告
- ④ 教育委員会は、調査結果について、首長に報告する

※（例）県は、総務部法務学事課が知事部局の窓口になっている

VI ネット上のいじめへの対応

1 ネット上のいじめの特徴



(1) 不特定多数の者から絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなります。

(2) インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童生徒が簡単にいじめを受ける側にもいじめを行う側にもなります。

(3) インターネット上に一度流出した個人情報（画像）は、回収することが困難です。不特定多数の他者からアクセスされる危険性があります。

（文部科学省，2011b）

2 ネット上のいじめへの対応の基本的な考え

(1) ネット上の書き込みを学校が把握することは難しく、学校が常に監視し関わっていくには限界があります。また、ネット上の書き込みの削除依頼は、学校ではなく、原則として、本人または保護者が行うこととなりますので、学校はその方法などについて助言を行い支援します。また、犯罪性が高ければ、警察に通報することも重要です。

(2) ネットを利用したこと自体を問題とするのではなく、どんなことが問題となったのか、やったことと招いた結果を現実場面と照らし合わせて共通認識した上で、何について指導をするのかを決めます。

(3) 未然防止のためにも継続した情報モラル指導を行うことが重要です。



Ⅲ 未然防止

3 ネット上のいじめへの対応の留意点

いじめを行った児童生徒が判明した場合、そのいじめを行った児童生徒自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例もあるため、いじめを受けた児童生徒からの情報だけをもとに、安易に対応しないことが重要です。「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情について、綿密に調べる必要があります。



4 ネット上のいじめへの対応

(1) 掲示板等への誹謗・中傷への対応

児童生徒への指導のポイント（文部科学省，2011b）

ア 児童生徒や保護者から相談があったとき，書き込み内容について，以下のことを支援します。

- 掲示板のアドレスを記録
- 書き込みをプリントアウト，または画面を撮影するなどして画像として保存

イ 掲示板の管理人への削除依頼を支援します。

- 削除依頼の方法は，それぞれの掲示板等によって異なりますので，「利用規約」で確認をします。
- 削除依頼する時は，個人のアドレスは使わずに，学校等のパソコンから行うことが適当です。児童生徒・保護者に，その環境を用意します。
- 削除依頼をするメールには，所属や氏名を記載する必要はありません。

ウ 掲示板等を掲載しているプロバイダに削除依頼をするように支援する。

- イで削除されない場合や，管理人の連絡先が不明な場合は，プロバイダに削除依頼をします。

参考

掲示板等の管理者・プロバイダへの削除依頼[メール文例]



[件名]【削除依頼】誹謗・中傷の書き込み

[本文]

URL: http://XXXXXXXXXXXXXXXXXX

スレッド: http://XXXXXXXXXXXXXXXXXX

書き込みNo.:

違反内容 : (具体的な書き込みの内容を書いてください)

削除理由 :

上記の掲示板内に，個人を誹謗・中傷する書き込みがあり，当人及び周囲が大変迷惑をしています。貴サービスの利用規約等に基づき，当該書き込みの削除を行うようお願いいたします。



エ 削除依頼しても削除されない場合は，関係機関への相談を支援します。

- まず，送信したメールに，削除に必要な URL や書き込みNo.等に不備がないか確認をした上で，警察，法務局・地方法務局等の関係機関に相談するなどして，対応を検討します。

オ 児童生徒への指導のポイント

- ① 掲示版等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合があること。また、掲示板等への書き込みが原因で、自殺、傷害や殺人などの重大な事態につながる場合もあること。
- ③ 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながる。

(2) いじめを目的としたチェーンメール等への対応

児童生徒への指導のポイント（文部科学省，2011b）

- ① チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねる可能性もあるので、絶対に転送しないこと。また、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれているチェーンメールを転送した場合、自分も「ネット上のいじめ」を行った児童生徒になること。
- ② チェーンメールの内容は、「このメールを〇人に送らないとあなたは死ぬ」等、相手を不安にさせる架空の内容であり、チェーンメールを転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりしないこと。
- ③ 携帯電話やパソコンからのメールは、誰に転送したか、または、転送しなかったかについて、第三者が知ることは、通常の方法では不可能であること。
- ④ チェーンメールについて、不安が解消できない児童生徒には、チェーンメールの転送先を紹介するとよいでしょう。（財）日本データ通信協会迷惑メール相談センター等において、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介しています。



<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

(3) 匿名型への対応

「死ね死ね死ね」「学校来るな」などを書いたメールが、匿名のメールアドレスから送られるものです。対応は、メールアドレスを変更し、変更の知らせを一人ずつ、日数をおいて行います。または、[指定受信]を設定して、登録以外のメールが届かないようにします（加納，2014）。

(4) オンラインアンケート型への対応

「クラスからいなくなしてほしい人ランキング」など、フリーのオンラインアンケートツールを使うものです。ランキングのトップの人に知らせて、愕然とする様子を見て冷笑するいじめです。対応は、(1)と同様に削除依頼するように支援します（加納，2014）。また、教師は不適切なアンケート結果が卒業文集等に掲載されないように注意します。

(5) 写真・動画型への対応

ハダカ（実際の場合と合成写真の場合とがある）の写真やいじめられている動画を撮影し、動画サイトや掲示板等に掲載するものです。最近では、「リベンジポルノ」という、恋人との関係が終わってしまった人が、嫌がらせで、相手のハダカの画像やわいせつな画像や動画などをネット上に流出させる事件が発生しています（安川，掲載年不明）。

リベンジポルノ被害に遭わないためには、そもそも“撮らない、撮らせない”ことが最善の策ですが、被害者はなぜ自分の恥ずかしい画像を、加害者に与えてしまうのでしょうか？以下が被害の3つのパターンです（安川，掲載年不明）。

① 恋愛熱に浮かされて後先を考えられなかった

被害者の送信理由は「彼を信じている」「特別な存在だから」「浮気されたくないから」といった答えが多いようです。

② 見ず知らずの相手だからこそ羽目をはずしてしまった

実際に付き合っている相手ではなく、ネット上で知り合った相手に裸や下着での画像を送信して、のちにトラブルになるケースも非常に多いようです。

③ 相手が同性（女性）だと思い込んでいた

ネット上でのトラブルでは、“相手のことを女性だと思い込んで、うかつに自分の画像を送ってしまった”というケースもあるようです。例えば、SNSで親しくなった“女性の友だち”から、「友情の証に裸の画像を交換しよう」と誘われたケースがあるようです。

対応は、(1)と同様に削除依頼を同時に警察に被害届を出すように支援します（加納，2014）。

(6) 恐喝・脅迫メールへの対応

「5万円公園に持って来なければ、ハダカの写真をばらまくぞ」等の脅迫メールや恐喝メールが送られてくるものです。対応は、警察に通報するように支援します（加納，2014）。

5 サイト管理者・プロバイダの探し方

削除依頼の方法が明示されていない場合やサイト管理者が削除依頼に応じない、連絡先がない場合、サイト管理者・プロバイダを探すには、以下の方法があります。

「学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集」（文部科学省，2012b）より抜粋

(1) 「Whois」（フーズ）の活用

URLの末尾から階層をさかのぼってみると、サイト管理者やプロバイダの連絡先が分かる場合があります。それでもわからないときは、当該情報が蔵置されたサーバーに割り

当てられた IP アドレスや URL から相手を特定するためのツールとして「Whois (フーイズ)」(インターネットで使用される IP アドレスや URL 登録者の情報を照会するサービス)を活用します。

検索 サイト等の URL を確認し、トップレベルドメインを調べる。

- .com 等の全世界用トップレベルの場合
ドメイン管理期間 INTERNIC の提供をする「Whois」(フーイズ) サービスで検索可能。(http://www.internic.net/whois.html)
- .jp 等の国別トップレベルドメインの場合
「Whois」(フーイズ) サービスを利用することで検索可能。我が国では(株)日本レジストリサービスがサービスを提供 (http://whois.jp/rs.jp)
- URL 中の「組織が特定できる情報」を入力し、Whois 検索を行う。

http://www.example.com/public/index.html の場合

○ example.com

× www.example.com

× example.com/



このように入力しても検索できません



利用者がドメイン登録代行業者を経由してドメインを登録している場合、代行業者の連絡先しか把握できないこと、サイトやプロバイダの階層が複雑で、連絡先を探せないことがあります。専門相談窓口にご相談しましょう。

(専門相談窓口)「違法・有害情報相談センター」



http : //www.ihoho.jp/

(2) 書き込んだ人の情報開示請求

「プロバイダ責任制限法」によりプロバイダ等に対して削除依頼の他に、権利侵害情報の発信者(書き込んだ人)の情報の開示請求をすることができます。被害者自身が依頼をすることが原則ですが、代わりに学校や弁護士が請求を行うこともできます。

プロバイダ責任制限法関連情報 Web サイト



http : //www.isplaw.jp

6 相談窓口

岩手県警察本部サイバー犯罪対策室（生活安全部生活環境課内）

岩手県警察本部内にあり、インターネットに関するトラブル、詐欺、不正アクセス、脅迫等の犯罪や有害情報等について、相談できます。また、殺人・爆破・自殺予告など緊急に対応が必要な場合には、110番通報または、お近くの警察署に連絡してください。



019-653-0110

違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進する目的で、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行なう相談窓口です。例えば、インターネットにおける違法・有害情報に対する削除等の対応方法について教えてください。



<http://www.ihaho.jp/>

インターネット・ホットラインセンター

インターネット上の違法・有害情報に関する通報を警察庁に情報提供し、サイト管理者等に送信防止措置を依頼する等の業務を行っています。相談窓口ではありません。



<http://www.internethotline.jp/>

インターネットホットライン協議会

この協議会のWebサイトは、インターネットに係わる様々なトラブル（インターネット通販トラブル、インターネット掲示板の誹謗中傷、ネット詐欺など）についての相談窓口をご紹介します。一般の相談をインターネットで受ける機関ではありません。



<http://www.iajapan.org/hotline/consult/index.html>

Ⅶ 重大事態への対処

1 重大事態の対処で求められていること

重大事態の対処では、事実関係を明確にすること、つまり、「調査を行い、報告する」ことが求められています。

2 重大事態とは？

「推進法」(第28条)では、重大な事態として、下の(1)と(2)の要件を掲げています。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった(3)では、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態ではない」と考えたとしても、調査を行い報告することが必要です。以下の(1)～(3)が重大事態になります。

(1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

生命、財産の危機は、教員だけで指導しようとはせずに、警察と連携し適切な処置を考えたほうが良いものもあります。警察に事実を話すことは、学校の判断を伝えることとなりますので、その判断の根拠となる事実が明確であることが求められます。

(2) いじめによる児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手することが必要です。

この場合、欠席30日を待つことなく、欠席の理由がいじめの疑いが生じた時点で、迅速に調査に着手しましょう。調査と並行して、安心して教育を受けられる場所を確保するなど、学習についても支援しましょう。



(3) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時

- 申し出の時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいええない」と考えたとしても、調査を行い報告することが必要です。

保護者から「うちの子ども、いじめられているのでは？」等、話があった最初の段階から、学校が詳しく聞いて、具体的な話の一つ一つに対応しましょう。また、親の意向がある/なしに関わらず、事実を確認するために調査を行うという姿勢が重要です。

原則

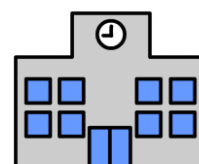
いずれの場合もすぐに調査して、事実関係を明確にし、報告すること。

3 重大事態への対処

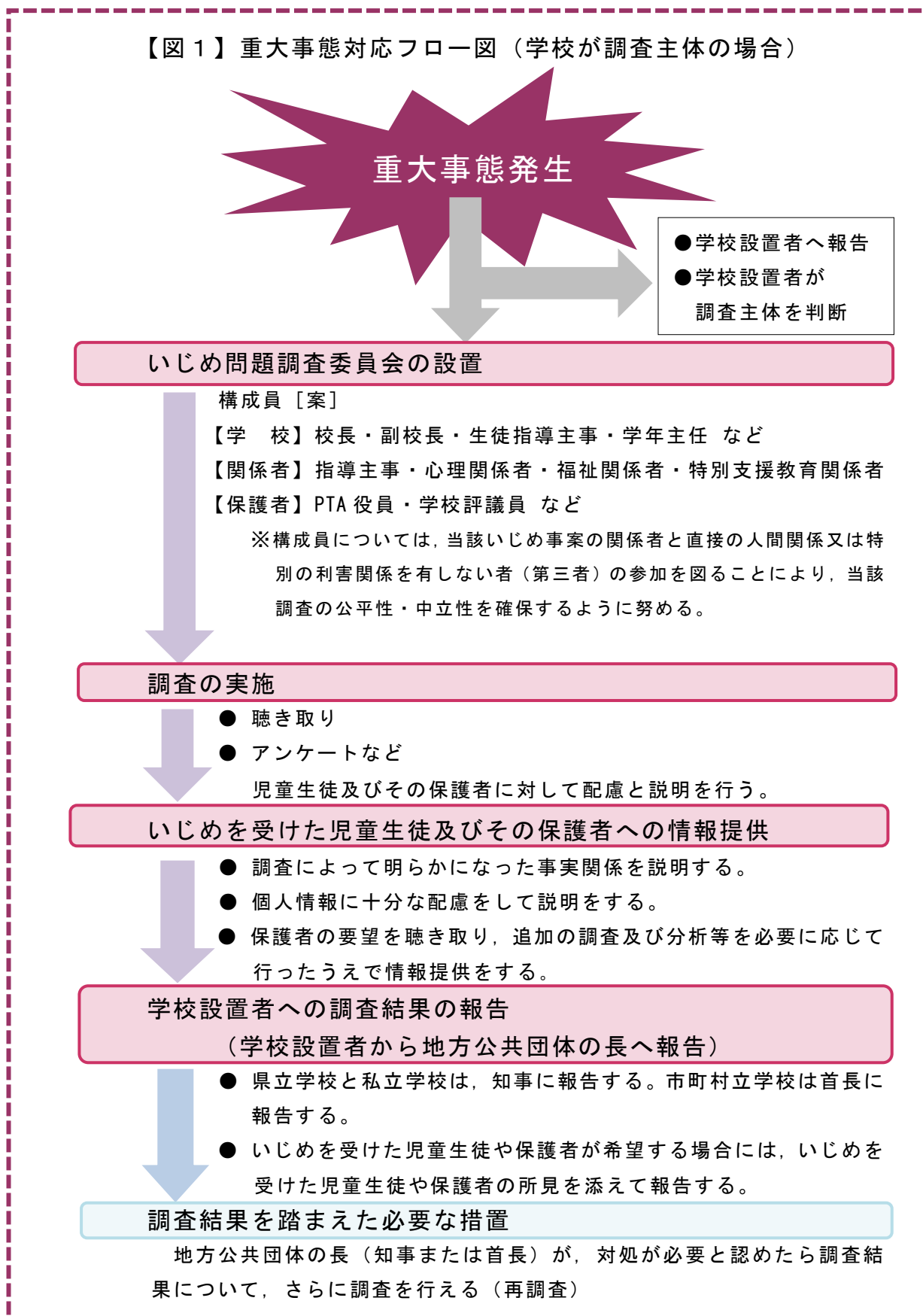
「推進法」では、重大事態が起こった際の対応として、以下の取り組みが盛り込まれています。

- 対応（調査）を学校又は学校設置者（県・市町村教育委員会）のどちらが主体となって行うかを学校設置者が判断する。
- 学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- 学校の設置者又はその設置する学校は、上の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し必要な情報を適切に提供する。
- 学校は、重大事態の調査結果を地方公共団体の長（※知事，市町村長）に報告する。地方公共団体の長は、必要と認める際には再調査を行うことができる。

その後の対応は、【図1】「重大事態対応フロー図」により対応を進めて行くこととなります。



【図1】重大事態対応フロー図（学校が調査主体の場合）



4 事実関係を明確にするための調査の実施

(1) 事実関係とは、何を指すか？

重大事態に至るいじめ行為が、①いつから、②誰から、③どう行われたかを速やかに調査します。また、いじめの背景や、教員がどう対応したかについても明確にします。因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明らかにすることが目的です。

(2) 聴き取り調査

聴き取り の ポイント

聴き取りができる場合、聴き取りの最初の段階で、本人及び保護者と、何を調査対象とするのかという調整と了解が必要です。いじめを調べるのではなく、例えば、「お金取られていたこと」や「蹴られていたこと」など具体的な行為について調べることを合意しておくことがポイントになります。これには、本人及び保護者が「どうなったら解決と思うのか」も含まれます。「これがあったかもしれない」「あれがあったかもしれない」のような探索的に調査をすると時間がかかり、スピード感が失われますので、本人及び保護者の不信感につながる可能性があります。

① いじめを行った児童生徒には具体的な事実確認を行います。

「いじめたの？」は評価的な言葉なので混同しないように注意しましょう。

② 憶測、伝聞、感情による決めつけと客観的事実を区別します。

事実の記録を徹底します。例えば、「誰が殴ったことを確認したのか？」を確認します。

同時に主観的な理解を述べるとしたら、伝えてくれた人の主観的な理解も書きます。

伝聞に関しては、きちんとたどり、その人に聞き、得られた情報のソースをはっきりさせます。具体的には、あなたが見たのか、聞いたのか、思ったのかを区別します。「見た」が出なければ、うわさに過ぎません。「見た」というのが、一人や一定の人にとどまるのなら、それが真実であるか、そうでないかを調べ、その結果、事実なのか、事実と言えないのか、調査責任者が決めます。

③ 関係資料（部活の記録、学級日誌、授業計画等）も含めて、保全します。

④ スクールカウンセラーは主観的な世界を扱っていますので、調査の証拠にするときには、吟味が必要です。スクールカウンセラーとの面談目的は、客観的事実を明らかにする本調査の目的とは違います。

5 いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

調査の結果、調査責任者の判断が固まったら、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報提供を行い、事実をきちんと説明します。なお、情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行います。

6 学校設置者への調査結果の報告

県立学校と私立学校は、知事に報告し、市町村立学校は首長に報告します。いじめを受けた児童生徒や保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒や保護者の所見をまとめた文書を添えて報告します。

(イメージ)

いじめ防止対策推進法に基づく対応

いじめの重大事態

① 重大事態の発生について、学校から教育委員会へ報告(様式2)

※学校事故報告書のような様式

② 調査の実施主体について、教育委員会が判断する

③ 学校が調査主体となった場合、重大事態に関する調査後、教育委員会へ報告(様式3)

④ 教育委員会は、調査結果について、知事(首長)へ報告する

※県は総務部法務学事課が知事部局の窓口になる

7 その他の留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら実施します。

いじめとの因果関係が認められなかった場合も、尊い命が失われたという事態を踏まえ、学校は、自校の教育活動の中に命の大切さについて考える場を多く設定するなど、同様の事態が二度と起こらないような取組を行います。

引用文献

- 石隈利紀・田村節子 2003 石隈・田村式援助シートによる チーム援助入門—学校心理学・実践編 図書文化
- 加納寛子 2014 いじめサインの見抜き方 金剛出版
- 河村茂雄 2007 データが語る①学校の課題 図書文化
- 河村茂雄 2010 日本の学級集団と学級経営—集団の教育力を生かす学校システムの原理と展望 図書文化
- 警察庁 2013 学校におけるいじめ問題への的確対応について
- 小西洋之 2014 いじめ防止対策推進法の解説と具体策 WAVE 出版
- 小関俊祐 2011 ソーシャルスキルトレーニングの理論と保健室での活用の仕方 岩手県立総合教育センター
研修講座資料
- 小関俊祐 2013 SST の有効性と課題および将来的な発展に向けて 自主シンポジウム「ソーシャルスキルトレーニングの有効性が期待できる条件—教育の場でどのような時に SST は有効なのか」 日本教育心理学会第
54 回総会論文集, 114-115.
- 松浦善満 2013 生徒の対人関係性といじめ問題 教育と医学の会編 教育と医学 2013 年 11 月号 慶應義塾
大学出版会 pp.12-19.
- 文部科学省 2011a 平成 22 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査
- 文部科学省 2011b 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集
- 文部科学省 2012a 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報に
ついて (通知)
- 文部科学省 2012b 学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集
- 文部科学省 2014a 平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
- 文部科学省 2014b いじめ問題に対する取組事例集
- 小笠原恵 2010 人が行う行動の理由を探る 小笠原恵編 発達障害のある子の「行動問題」解決ケーススタデ
ィーやさしく学べる応用行動分析— 中央法規
- 生徒指導研究センター 2010 問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方 国立教育政策研究所
- 生徒指導・進路指導研究センター 2010 いじめ追跡調査 2007-2009 国立教育政策研究所
- 生徒指導・進路指導研究センター 2013a いじめについて, 正しく知り, 正しく考え, 正しく行動する 国立
教育政策研究所
- 生徒指導・進路指導研究センター 2013b いじめ追跡調査 2010-2012 国立教育政策研究所
- 仙台市教育委員会 2014 見て分かるいじめ防止マニュアル
- 田嶋誠一 2014 学校のいじめ, 施設の暴力, それがつきつけるもの 村山正治・福田憲明編 子どもの心と学
校臨床 2014 年 8 月号 遠見書房 pp.19-45.
- 滝 充 2014 いじめの「未然防止」と「早期対応」をどう進めるか 生徒指導学研究, 13, 15-22.
- 竹川郁夫 1993 いじめと不登校の社会学 法律文化社
- 山本 奨 2012 岩手県いじめ根絶緊急研修会「いじめ根絶に向けた組織体制の構築について」資料
- 安川雅史 掲載年不明 「リベンジポルノ」 全国 web カウンセリング協議会
<<http://www.ijimesos.jp/%E3%83%AA%E3%83%99%E3%83%B3%E3%82%B8%E3%83%9D%E3%83%AB%E3%83%8E/>>

イラスト

ドロップレット・プロジェクト 2010 視覚シンボルで楽々コミュニケーション エンパワメント研究所

いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル

増補版 (2015. 10)

平成 27 年 10 月発行

発行 岩手県立総合教育センター

〒025-0395

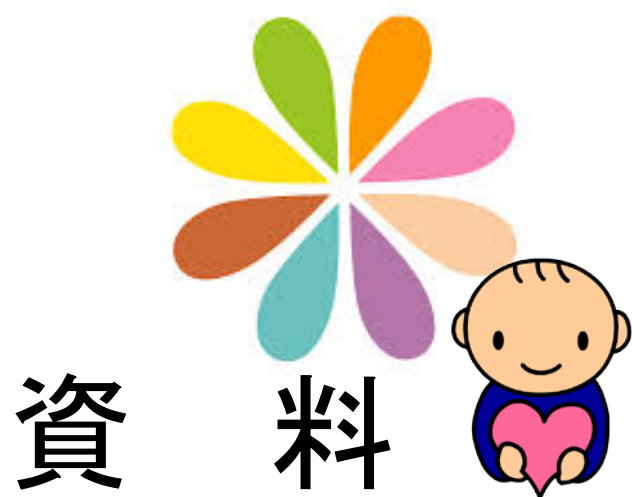
岩手県花巻市北湯口第2地割82番1

電話 (代表) 0198-27-2711

FAX 0198-27-3562

<http://www1.iwate-ed.jp//>

編集 株式会社 マッチングプロジェクト



岩手県いじめ防止等のための基本的な方針



平成 26 年 4 月

岩 手 県

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・・・・・・ 1～3

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
- 4 いじめの防止等に関する基本的考え方

第 2 県が実施する施策に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～7

- 1 いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 2 県教育委員会の調査機関の設置
- 3 県が実施する施策

第 3 学校が実施すべき施策に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～9

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置
- 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

第 4 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～12

- 1 学校の設置者又は学校による調査
- 2 調査結果の提供及び報告
- 3 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

第 5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・・・ 13

- 1 基本方針の見直しの検討
- 2 市町村・市町村教育委員会との連携

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の多くは、学校生活に関わる人間関係のもつれに起因しているため、いじめの根絶に向けて、教職員と児童生徒、児童生徒どうし、及び教職員と保護者等が人間関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、学校が丸となって、心の通い合う教育実践をより一層充実させていく必要がある。

各学校及び家庭が、いじめの問題を切り口として、命の尊さや人と人の関わりについて、子どもたちに真剣に考えさせていくことは、本県教育の質的向上を図る上からも重要な意味をもつものである。

県及び県教育委員会は、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を目指し、本県におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国のいじめ防止基本方針を参考に、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針（以下「県基本方針」という。）」を策定する。

第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、県民総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた児童生徒の心情に共感し、その立場に立つて行うことが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気や形成されるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の基地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめ

資料 1 岩手県いじめ防止等のための基本的な方針

は大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に開わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめへの対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

また、いじめの問題には様々な態様があることを考慮し、教育相談や生徒指導により解決すべき問題か、警察等関係機関と連携すべき問題か、法で規定する重大事態であるのかを的確に判断して対処することが求められる。

(4) 家庭、地域、関係機関等との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員や学校関係者評価委員会等を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することも重要である。

第2 県が実施する施策に関する事項

1 いじめ問題対策連絡協議会の設置

県は、「岩手県いじめ問題対策連絡協議会（以下「県連絡協議会」という。）」を設置することとし、その構成員は、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、法務局、岩手県警察、この他専門的な知識及び経験を有する第三者等とする。

資料 1 岩手県いじめ防止等のための基本的な方針

2 県教育委員会の調査機関の設置

県教育委員会は、基本方針に基づきいじめ防止等の対策を有効的に行うため、その必要が認められる場合、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した調査機関を設置する。

調査機関の主な機能については、以下のとおりである。

- 県立学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る
- 県立学校におけるいじめの事案について、設置者である県教育委員会が、設置する学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する

3 県が実施する施策

(1) 地方公共団体として実施する施策

ア いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める

イ いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制の整備及び相談窓口の周知「24時間いじめ相談ダイヤル」や総合教育センターにおける教育相談等、多様な相談窓口を確保し、県が設置した窓口を児童生徒・保護者等に周知徹底する

ウ いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備する

エ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う

オ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずる

カ 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれることを防止するため、総合教育センターによる情報モラルに関わる講習会等の実施体制を整備する

キ いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保

資料 1 岩手県いじめ防止等のための基本的な方針

護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況について、調査研究結果等を活用したいじめ防止等の対策を講ずる

ク いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を実施する

ケ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する

コ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る
いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校における取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す

サ 重大事態への対処

(ア) 県立学校で発生した重大事案：

- a 知事は、法第28条に定める「重大事態」発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、県教育委員会又は学校による調査の結果について調査を行うことができ、調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない
- b 知事及び県教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる

(イ) 私立学校で発生した重大事案：

- a 私立学校を所轄する知事は、重大事態発生の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、学校の設置者又は学校による調査の結果について調査を行う
- b 知事は、調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずる

資料 1 岩手県いじめ防止等のための基本的な方針

シ 私立学校主管部局の体制を整備する

私立学校主管部局において、重大事態があった場合等に適切に対応できるよう、体制を整備する

(2) 学校の設置者として実施する施策

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等を充実させる

イ いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる

ウ いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる

エ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する

オ 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる

カ 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する必要な啓発活動を実施する

キ いじめに対する措置

(ア) 学校の設置者は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

(イ) 県教育委員会は、市町村教育委員会が、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずることができるよう支援する

- ク 重大事態への対処（学校の設置者又は学校）
- (ア) 学校の設置者又は学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う
- (イ) 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報について情報を適切に提供する責任がある
- (ウ) 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を実施する
- ケ 学校評価の留意点、教員評価の留意点
- (ア) 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う
- (イ) 県教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う
- コ 学校運営改善の支援
- (ア) 教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する
- (イ) 保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員や学校関係者評価委員会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する

第3 学校が実施すべき施策に関する事項

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。その際、国の基本方針、県及び市町村の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めることが必要である。

学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

また、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

当該組織の構成員は、管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定し、これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校の設置者及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止のため全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための指導に取り組む。

また、その際の指導の基本は、児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」であり、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように授業づくりや集団づくりを行うことである。加えて、日々の教育活動において、児童生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の可能性の場を与え自己の可

能性の開発を援助するなどの生徒指導の三機能を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいや装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、校長、副校長、生徒指導主事、学級担任等の役割を明確にしながら、日常的な児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は、職員室内での情報交換を密にするとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒や保護者等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

第4 重大事態への対処

1 学校の設置者又は学校による調査

いじめが重大事態であると認められる場合、学校の設置者又は学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

(1) 重大事態の意味について

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するものとしては、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、次のケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

同項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえることとするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、県立学校は設置者である県教育委員会を通じて知事へ、私立学校は当該学校を所轄する知事へ、事態発生について報告する。

(3) 調査の態様及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となる場合と、学校の設置者が主体となる場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織について

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により調査を実施する。

（5）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することとする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

（6）その他留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら実施する。

児童生徒の自殺といじめの因果関係が認められなかった場合も、尊い命が失われたという事態を踏まえ、学校は、自校の教育活動の中に命の大切さについて考える場を多く設定するなど、同様の事態が二度と起こらないような取組を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

2 調査結果の提供及び報告

（1）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

（2）調査結果の報告

調査結果については、県立学校、私立学校のいずれにおいても、知事に報告する。

上記（1）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

3 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

（1）再調査

上記（2）の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査に当たっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識又は経験を有する者のうち、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）が調査に参加するなど、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

（2）再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

私立学校についても、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

また、県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目的として、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると思われるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

本県においても、いじめの防止等に関する県の施策や学校の取組、重大事態の対処等、本基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講じる。

2 市町村・市町村教育委員会との連携

（1）いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置に向けた支援

市町村は、県と同様、「地方いじめ防止基本方針」を策定するよう努めることとされているが、その策定に当たっては、県は、必要な助言や情報提供等、市町村に対して積極的に支援するものとする。

また、市町村における「いじめ問題対策連絡協議会」について、設置を検討する市町村に対して、県は、関係機関の窓口を明示するなど、設置に向けて適切な支援を行う。

（2）緊急支援チームの派遣

県教育委員会は、市町村が設置する学校で発生した重大事態等で、当該学校及び当該市町村の教育委員会だけでは解決が困難な事案に緊急に対応するため、市町村等の要請を受けて、外部の専門家等からなる支援チームを派遣することができる。

《 いじめ防止のため保護者便り 》

いじめに対する本校の考え

人間関係のトラブルには、子どもたち同士で解決するようなレベルのものもあれば、学校の教師が手助けをしながら解決するレベルのものもあります。これらとは別に、絶対に許されない行為が「いじめ」です。これは人間関係の練習ではありません。したがって、その場ですぐに止めます。「いじめ」のレベルには毅然とした態度をとります。もし、「いじめ」が犯罪と呼ばれるレベルの場合は、関係機関と連携をとります。学校のこの取組に、ご協力願います。

子どもの小さなサイン

調査によると、いわゆる「いじめっ子」や「いじめられっ子」は存在せず、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめに巻き込まれていることが示されています。「いじめはどの子どもにも起こりうる」という意識で、子どもの小さな変化に気づきましたら、学校に連絡をください。

いじめられている子どもの変化

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 朝なかなか起きてこない。登校を渋る。部屋から出てこない。 | <input type="checkbox"/> 服の汚れや破れが見られたり、よく怪我をしたりしている。 |
| <input type="checkbox"/> 朝早く目覚めるようだ、子どもから不眠の訴えがある。 | <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きがあつたり、壊れたりしている。 |
| <input type="checkbox"/> 元気がない、食欲がない、よくため息をつく。 | <input type="checkbox"/> 給食着を複数持って帰ってくる。 |
| <input type="checkbox"/> 口数が少なくなる、学校や友だちの話を避けるようになる。 | <input type="checkbox"/> 体操着に靴の足跡がついている。 |
| <input type="checkbox"/> 家族との対話を避けるようになる。 | <input type="checkbox"/> 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られ たりしている。 |
| <input type="checkbox"/> 外に出たがらない、部屋に閉じこもる。 | <input type="checkbox"/> 家からお金を持ち出したり必要以上のお金をほしがったりする。 |
| <input type="checkbox"/> ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。 | <input type="checkbox"/> 金遣いが荒くなったり、金品を持ち出したりする。 |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下し、宿題をしなかったり成績が下がったりする。 | <input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。 |
| <input type="checkbox"/> 「クラスを替わりたい」「転校したい」「部活動を辞めたい」
などこぼす | <input type="checkbox"/> 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。 |
| <input type="checkbox"/> イライラしたり、おどおどしたり、落ち着きがない。 | <input type="checkbox"/> 親の学校への出入りを嫌う。 |
| <input type="checkbox"/> 急に甘えてきたり、はしゃいだりする。 | <input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに連絡が頻繁に入るが出ない。 |
| <input type="checkbox"/> 友だち達関係が変化した。誘い、呼び出し、外出が頻繁になる。 | <input type="checkbox"/> 受信した電子メールをこそこそ見ている。 |
| <input type="checkbox"/> 友だちからの電話に丁寧な口調で応答する。 | <input type="checkbox"/> 電話やメールの着信音におびえる様子が見られる。 |
| <input type="checkbox"/> 友だちのことを聴くと怒りっぽくなる。 | <input type="checkbox"/> 夏なのに、長そでを着ている、水泳の授業を休む、常にリスバンドをしている。 |

いじめる側になっていると、次のようなサインがでることがあります。

いじめている子どもの変化

- 暴力的な言動や友だちを中傷する言動が目立つ。
- お金の使い方が派手になる。
- 時間にルーズになる。
- 普段持っていない物、与えたお金以上の物、買った覚えのない物をもっている。

注意が必要な時期、タイミング

- ① クラス替えなど環境が変化したとき
- ② 子どもが打ち明けたとき（逆に、報復を恐れ、恐怖心をいだく）
- ③ 行事や長期休業前後（いじめられていると、「いじめがひどくなる」と考える）

子どもが話しやすくなるには



よく、親に心配かけたくないって言う子どもがいます。また、現在、親がどれだけ大変かを話すと、子どもは「こんなに大変な状況の親に、これ以上心配かけられない」と相談しにくくなることもあります。

言葉と気持ち(武田, 2007)

言ってはいけない言葉

責める言葉 「あなたも悪いところがあるんじゃないの」「やめてって言ったの？」

誰も自分の気持ちを分かってくれない

取り合わない合わない言葉 「気のせいじゃないの」「思い過ごしじゃないの」

相談してもむだ

できないことを要求する言葉 「強くなれ」「やられたらやり返せ」

弱い自分がいけないの？

疑う言葉 「本当なの？」「信じられない」

いじめられる責任があるの？

言ってほしい言葉

寄り添う言葉 「辛かったね」

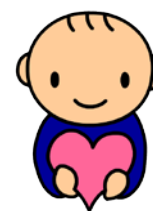
私の気持ちを分かってくれる

謝罪の言葉 「気づいてあげられなくてごめんね」

ありのままの自分でいいんだ

感謝の言葉 「勇気を出してよく話してくれたね。ありがとう。」

つながる言葉 「一緒にがんばろう」



努力を認め、ねぎらう言葉 「もう、そんなにがんばらなくてもいいんだよ」

私の力になってくれる

(3) 関係機関の相談窓口

さまざまな関係機関が相談窓口を開設しています。

 <p>法務局</p>	<p>法務局では、人権（いじめも含まれます）に関する問題を解決に導く取組を行っています。下記の「みんなの人権 110 番」では、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じています。また、インターネットでも相談を受け付けています。</p>
	<p>『みんなの人権 110 番』 ☎ 0570-003-110</p>
	<p>『法務省インターネット人権相談受付窓口』</p>
	<p>http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html</p>
	<p>法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。</p>
 <p>児童 相談所</p>	<p>18歳未満の子どもに関する様々な問題について、保護者等からの相談に応じています。</p>
	<p>子ども・家庭テレフォン（岩手県福祉総合相談センター）</p>
	<p>● 月～土・日 9:00～22:00, 祝日 9:00～17:45 ☎ 019-652-4152</p>
 <p>少年 鑑別所</p>	<p>地域社会の青少年の健全育成のため、少年本人の他、保護者、教員の相談に応じています。</p>
	<p>一般相談（盛岡少年鑑別所）</p>
	<p>● 平日 9:00～17:00 ☎ 019-647-2205</p>
 <p>法テラス 岩手</p>	<p>困りごとに応じて、問題を解決するための法制度や手続き、適切な相談窓口を案内してくれます。</p>
	<p>● 平日 9:00～17:00 ☎ 050-3383-5545</p>
 <p>岩手県 弁護士会</p>	<p>法律相談センターが「子どもの無料法律相談」として、県内の児童生徒を対象に相談を受け付けています。受付後に担当の弁護士から電話があります。</p>
	<p>● 平日 9:00～17:00 ☎ 019-623-5005</p>



『24時間子供SOSダイヤル（いじめ相談ダイヤル）』（岩手県教育委員会）

● 24時間, 365日 ☎ 0570-0-78310

『いじめ相談電話』（岩手県教育委員会）

● 24時間, 365日 ☎ 019-623-7830

『ふれあい相談』（総合教育センター）

● 平日9:00~17:00 ☎ 0198-27-2331

『子どもの人権110番』（盛岡法務局）

● 平日8:30~17:15 ☎ 0120-007-110

『ヤングテレホンコーナー』（岩手県警察本部少年サポートセンター）

● 平日9:00~17:45 ☎ 019-651-7867

『チャイルドライン』（NPO法人チャイルドライン支援センター）

● 月~土16:00~21:00 ☎ 0120-99-7777

いじめを見つける観点

1 学校生活上の観点

1, 周囲との関係

- 特定の子どものマネをしている。
- 特定の子どもの呼び名が変わる。
- 会話の中で暴言がある。
- 学級写真などの顔がいたずらされている。
- 「遊んでいるだけですよ」という言葉が返ってくる。
- すれ違いざまに、非難したり、舌打ちしたり、叩いたりする。
- 肩を組む関係に見えないのに、特定の子どもの肩を組んでいる。
- ふざけた雰囲気の中で、班長や学級委員に選ばれる。
- 学級内で問題が生じると、いつも特定の子どもの名前があがる。
- グループ分けで、取り残される。
- 教室内でアイコンタクトをしている。
- すれ違いざまに、距離をとる。
- 集合写真で、特定の子どもの両脇に空間ができる。
- 席替えや班決めで、特定の子どもの隣や近くの席を嫌がられる。
- 特定の子どもの席に誰も座らない。
- 交友関係が急に変化した。
- 移動教室の時に、一緒に行く友人が変わる。
- 下の学年との付き合いが急に増える。

2, 身体・服装・様子

- 髪型が変わる。
- 笑っているときの顔が引きつっている。
- 以前より元気がなくなる。
- うつむいていることが多くなる。
- 感情が抑えられなくなる。
- 以前より筆圧が弱くなる。
- 以前より文字が雑になる。

3, 持ち物・金銭

- 持ち物（靴、上履き、体操着、鞆、傘など）を紛失する。
- 靴箱の上履きやスリッパが移動されている。
- 靴箱がいたずらされる。
- 特定の子どもの関わる掲示物または作品が破損している。
- 持ち物が汚れている。
- 持ち物の目立たないところが壊されている。
- 机の中にゴミがある
- 机に落書きがある。
- 教科書（ノート、連絡帳など）に本人以外の筆跡がある。
- ペンの欠片など壊された持ち物の一部が教室に落ちている。
- 自転車がパンクしている。
- 納入金などを急に滞納しはじめた。
- 金銭の貸借のトラブルがある。
- 必要以上のお金を持っている。
- 教室内での盗難などの疑いが掛けられる。
- 配布したプリントなどが特定の子どものわたらない。
- 学級委員などに立候補した時に、学級全体で投票しない。

4, 言葉

- ちょっと聞いただけでは意味がわからない隠語を多用している。
- 「キモイ」などの言葉が聞こえてくる。
- 強い口調で、呼び捨てしたり、不快なあだ名（身体的な特徴，〇〇菌，蔑称となる動物名）で呼んだりする。
- 黒板や机などに、あだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 「クラスを替わりたい」「転校したい」「部活動を辞めたい」などこぼす。
- 「自分はダメだ」「死にたい」など話すことがある。
- 他の子どものいじめ被害を話題にするようになる。

5, 教師との関係

- 教師と視線が合わない。
- 教師が来ると妙に静かになる。
- 特定の子どもの悪い所を告げ口する。
- 教師が友だちのことを聞くと嫌がる。
- いじめられているかどうか確認すると、強く否定する。
- 教師の質問に対して、あいまいな答えをする、矛盾がある。
- いじめを受けているか確認すると、「大丈夫」と明るく振る舞う。
- 教師に妙になつてくる。

6, ネット

- 顔写真，個人情報，誹謗，中傷が書き込まれる。
- 意図しない写真が勝手にアップされている。
- グループから外される。

いじめを見つける観点【学校生活上の観点】

	●能動的攻撃	◆使役	◎受動的攻撃	▲忌避	□反応・失敗している対処・その結果
1 周囲との関係	<ul style="list-style-type: none"> 特定の子どもママネをしている。 特定の子ども呼び名が変わる。 会話の中で暴言がある。 学級写真等の顔にいたずらしている。 「遊んでいるだけですよ」と言う言葉が返ってくる。 すれ違いざまに、避難したり、舌打ちしたり、叩いたりする。 肩を組む関係に見えないのに、特定の子ども肩を組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ふざけた雰囲気の中で、班長や学級委員に選ばれる。 学級内で問題が生じると、いつも特定の子ども名前がすぐあがる。 	<ul style="list-style-type: none"> グループ分けで、取り残される。 教室内でアイコンタクトをしている。 すれ違いざまに、距離をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 集合写真で、特定の子ども両脇に空間ができる。 席替えや班決めで、特定の子ども隣のや近くの席を嫌がられる。 特定の子ども席に誰も座らない。 	<ul style="list-style-type: none"> 交友関係が急に変化した。 移動教室の時に、一緒に行く友人が変わる。 下の学年との付き合いが急に増える。
2 身体・服装・様子	<ul style="list-style-type: none"> 持ち物（靴、上履き、体操着、鞆、傘等）を紛失する。 靴箱の上履きやスリッパが移動されている。 靴箱がいたずらされる。 特定の子どもに関わる掲示物または作品が破損している。 持ち物が汚れている。 持ち物の目立たないところが壊されている。 机の中にゴミがある。 机に落書きがある。 教科書（ノート、連絡帳等）に本人以外の筆跡がある。 ペンの欠片等壊された持ち物の一部が教室に落ちている。 自転車がパンクしている。 納入金等を急に滞納しはじめた。 	<ul style="list-style-type: none"> 髪型が変わる。 			<ul style="list-style-type: none"> 笑っている時の顔が引きつっている。 以前より元気がなくなる。 うつむいていることが多くなる。 感情が押さえられなくなる。 以前より筆圧が弱くなる。 以前より文字が雑になる。
3 持ち物・金銭	<ul style="list-style-type: none"> 持ち物（靴、上履き、体操着、鞆、傘等）を紛失する。 靴箱の上履きやスリッパが移動されている。 靴箱がいたずらされる。 特定の子どもに関わる掲示物または作品が破損している。 持ち物が汚れている。 持ち物の目立たないところが壊されている。 机の中にゴミがある。 机に落書きがある。 教科書（ノート、連絡帳等）に本人以外の筆跡がある。 ペンの欠片等壊された持ち物の一部が教室に落ちている。 自転車がパンクしている。 納入金等を急に滞納しはじめた。 	<ul style="list-style-type: none"> 金銭の貸借のトラブルがある。 必要以上のお金を持っている。 教室内での盗難等の疑いが掛けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 配布したプリント等が特定の子どもにわたらない。 学級委員等に立候補した時に、学級全体で投票しない。 		

	●能動的攻撃	◆使役	◎受動的攻撃	▲忌避	□反応・失敗している対処・その結果
4 言葉	<ul style="list-style-type: none"> • ちよっと聞いただけでは意味がわからない隠語を多用している。 • 「キモイ」等の言葉が聞こえてくる。 • 強い口調で、呼び捨てしたり、不快なあだ名(身体的な特徴, ○○菌, 蔑称となる動物名)で呼んだりする。 • 黒板や机等に、あだ名や「○○死ね」等の落書きをされる。 				<ul style="list-style-type: none"> • 「クラスをかわりたい」「転校したい」「部活動を辞めたい」等話すことがある。 • 「自分はダメだ」「死にたい」等話すようになる。 • 他の子どもものいじめ被害を話題にするようになる。
5 教師との関係	<ul style="list-style-type: none"> • 教師と視線が合わない。 • 教師が来ると妙に静かになる。 		<ul style="list-style-type: none"> • 特定の子どもの悪い所を告げ口する。 		<ul style="list-style-type: none"> • 教師が友だちのことを聞くと嫌がる。 • いじめられているかどうか確認すると、強く否定する。 • 教師の質問に対して、あいまいな答えをする、矛盾がある。 • いじめを受けているか確認すると、「大丈夫」と明るく振る舞う。 • 教師と視線が合わない。 • 教師に妙になつてくる。
6 ネット	<ul style="list-style-type: none"> • 顔写真, 個人情報, 誹謗, 中傷が書き込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 意図しない写真が勝手にアップされている。 	<ul style="list-style-type: none"> • グループから外される。 		

いじめを見つける観点

2 学校場面ごとの観点

1, 登校, 朝の学級活動

- 通学路のガードレールや壁などに特定の子ども名前が書いてある。
- 他の子どもの鞆を持っている。
- 宿題を見せている。
- 特定の子どもがあいさつしても、周囲が反応をしない。
- 友だちからのあいさつや声かけをしない。
- 特定の子どもを追い抜くとき、少し離れて歩いたり、早足になったりする。
- 理由がはっきりしない早い登校が目立つ。
- 始業時刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 友だちと登校していても自分からは話さない。
- 登校後、特別教室や非常口など目立たないところにいることが多い。
- 欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。

2, 授業時間

- その子どもを褒めると嘲笑が起こる
- クスクスと笑い声が聞こえる。
- 特定の子どもが発言すると、ふざけた反応や冷やかしの声がかかる。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返して起こる。
- 正しい答えをすると、冷やかしやどよめきがあったりする。
- 特定の子どもが発言するとまねをする。
- 特定の子どもが発言すると、シーとやる。
- 教師が板書するとざわつく。

- 特定の子どもが、授業と全く関係のないことを発言している。
- 決められた座席と違う場所に座っている。
- 他の子どもから、発言を強要される。
- 他の子どもから、突然個人名が出される。
- 係決めの際に、仕事の多い役職に指名される。
- 特定の子どもが発表するとしらける。
- 特定の子どもが発表すると無視がある。
- 手紙を回している。
- 特定の子どもが発言すると、誰も反応しない。
- よい発言や行動をしたのに周囲は賞賛や評価をしない。
- グループ活動が成立しない。
- 隣が机を2~3 cm離している。
- 学習態度に変化がある。
- 授業中、集中していない。
- 作業が継続しない。
- 視線が不自然に、合ったり、そらしたりする。
- 課題を出さないようになる。
- 一人で遅れて教室に入ってくる人が多い。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴るまで教室に戻ろうとしない。
- 教員が教室に入室後に、遅れて入室する。
(教師がいるときに入室する)

【物がなくなる】

- 授業開始時、机上や机の周りに学用品などが散らかっている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などの紛失がある。
- 授業道具などの忘れ物が多くなる。
- 配布したプリントをしばしばなくしている。
- 授業で使用する物を必要以上に持ってきて貸している。
- 授業で使用する物を自分は使わず貸している。

資料3 いじめを見つける観点一覧

- 授業開始時、机上や机の周りに学用品などが散乱している。
- 授業道具などの忘れ物が多くなった。
- 無言で食べるようになった。

【体育の時間】

- 激しいプレーによる特定の子どもへの接触行為が目立つ。
- 球技の際に、特定の子どもが失敗すると笑う。
- パスが集中する。
- 着替えの紛失がある。
- 特定の子どもが片付けをしている。
- 重い物、たくさんの物の準備、片付けを一人でしている。
- 自分の体操着を同じくクラスの忘れた子どもに貸している。
- 特定の子どもにパスを回さない。
- 体操服でなく、参加している。
- 更衣室でないとこで着替えている。

3, 給食

- 食べ物にいたずらする、多く盛りつける。
- 弁当の中身をいたずらする。
- 特定の子どもだけが片付けをしている。
- 仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- 自分の座席を他の子どもに譲っている。
- 特定の子どもがいつも飲食物を買いにしている。
- 早食い競争をしている。
- 特定の子どもに食べ物を盛りつけない。
- 特定の子どもに配られないことが多い。
- 特定の子どもがさわった食器をさわりたがらない。
- 特定の子どものそばに並ばない。
- グループの子どもが机を 2~3 cm 離して座っている。
- 給食、弁当を一人で食べていることが多い。
- トイレや非常階段などで一人きりで食べている。

4, 休み時間

- プロレスごっこなどでいつも技をかける側になっている。
- 遊びの中で笑い者にしたり、からかったりする。
- グループの中で、特定の子どもに絡むことが多い。
- トイレが騒がしい。
- トイレに落書きがある。
- 教師の視線を追う。
- 遊びの中で、いつもオニ役など、嫌な役をやっている。
- いつも使った物（ボールなど）を片付けている。
- いつも長縄を回す役をしている。
- 友だちとの会話がなない。
- 友だちとふざけあっているが口数が少ない。
- 休み時間前にはなかった衣服の汚れや破れなどがみられる。
- 他のクラスで過ごしている。
- 下の学年との付き合いが急に増える。
- 階段の上り下りを繰り返すなど、一人で時間をつぶしている。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもっている。
- トイレ、物陰など、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- 用事がないのに保健室や職員室の周りをうろうろしている。

5, 帰りの学級活動, 放課後

- 特定の子どもを帰りの会で追求している。
- 教師が部活動に行くと、妙に静かになる。
- 特定の子どもが、下校時に、他の子どもの荷物を持っている。
- 特定の子どもの自転車を他の子どもが乗っている。
- 何か起こると、いつも特定の子どものせいにされる。
- 他の子どもが帰宅する前に一人急いで帰宅する。または、他の子どもが帰るまで帰宅したがる。

6, 清掃

- 特定の子どもの目の前にゴミを捨てている。
- 特定の子どもをほうきで掃くような行為をする。
- 特定の子どもを反省会で責めている。
- いつも雑巾がけをしている。
- 後片付けを一人でしている。
- 教師が不在時に見張りをさせられる。
- 特定の子どもに何をすればいいか教えない。
- 机が運ばれないで残っている。
- 衣服が汚れたり、ぬれたりしている。
- 清掃後の授業に遅刻する。

7, 部活動・クラブ活動

- 練習中に、特定の子どもをたびたび批判する。
- 特定の子どもへパスを集中する。
- 激しいプレーによる特定の子どもへの接触行為が目立つ。
- 特定の子どもが失敗すると笑う。
- 後片付けを一人でしている。
- 一人だけ別メニューをしている
- 特定の子どもにパスを回さない。
- 特定の子どもに日程の変更を伝えない。
- ペアで練習の時、特定の子どもをいつも一人にする。
- 特定の子どもがさわった道具を他の子どもがさわろうとしない。
- 休憩中一人でいることが多い。
- 理由がはっきりしない怪我、あざ、汚れがある。
- 部活動の欠席が増え、理由がはっきりしない。
- 急に退部を言い出した。

いじめを見つける観点【学校場面ごとの観点】

	●能動的攻撃	◆使役	◎受動的攻撃	▲忌避	□反応・失敗している対処・その結果
1 登校・朝の学級活動	<ul style="list-style-type: none"> 通学路のガードレールや壁などに特定の子どもの名前が書いてある。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の子どもの鞆を持っている。 宿題を見せている。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の子どもがあいさつしても、周囲が反応をしない。 特定の子どもが追い抜くとき、少し離れて歩いたり、早足になったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 友だちからのあいさつや声かけをしない。 特定の子どもを追い抜くとき、少し離れて歩いたり、早足になったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 理由がはっきりしない早い登校が目立つ。 始業時刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。 友だちと登校していても自分からは話さない。 登校後、特別教室や非常口など目立たないところにいることが多い。 欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。
2 授業時間	<ul style="list-style-type: none"> その子どもを誉めると嘲笑が起る。 クラスと笑い声が聞こえる。 特定の子どもが発言すると、ふざけた反応や冷やかしの声がかかる。 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返される。 正しい答えをすると、冷やかしやどよめきがあったりする。 特定の子どもが発言するとまねをする。 特定の子どもが発言すると、シーとやる。 教師が板書するとざわつく。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の子どもが、授業と全く関係のないことを発言している。 決められた座席と違う場所に座っている。 他の子どもから、発言を強要される。 他の子どもから、突然個人名が出される。 係決めの時に、仕事の多い役職に指名される。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の子どもが発表するとしらける。 特定の子どもが発表すると無視がある。 手紙を回している。 特定の子どもが発言すると、誰も反応しない。 よい発言や行動をしたのに周囲は賞賛や評価をしない。 グループ活動が成立しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 隣が机を2～3cm離している。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習態度に変化がある。 授業中、集中していない。 作業が継続しない。 視線が不自然に、合ったり、そらしたりする。 課題を出さないようになる。 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴るまで教室に戻ろうとしない。 教員が教室に入室後に、遅れて入室する。(教師がいるとき入室する)
物がなくなる	<ul style="list-style-type: none"> 授業開始時、机上や机の周りに学用品などが散らかっている。 授業開始前に学用品、教科書、体育着などの紛失がある。 授業道具などの忘れ物が多くなる。 配布したプリントをしばしばなくしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業で使用する物を必要以上に持ってきて貸している。 授業で使用する物を自分は使わず貸している。 			<ul style="list-style-type: none"> 授業開始時、机上や机の周りに学用品などが散乱している。 授業道具などの忘れ物が多くなった。 配布したプリントをしばしばなくしている。
体育の時間	<ul style="list-style-type: none"> 激しいプレーによる特定の子どもへの接触行為が目立つ。 球技の際に、特定の子どもが失敗すると笑う。 パスが集中する。 着替えの紛失がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の子どもが片づけをしている。 重い物、たくさん物の準備、片付けを一人でしている。 自分の体操着を同じくクラスの忘れた子どもに貸している。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の子どもにもパスを回さない。 		<ul style="list-style-type: none"> 体操服でなく、参加している。 更衣室でないとところで着替えている。

	●能動的攻撃	◆使役	◎受動的攻撃	▲忌避	□反応・失敗している対処・その結果
3 給食	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物にいたずらする，多く盛りつける。 ・弁当の中身をいたずらする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の子どもだけが片付けをしている ・仲間の嫌がる作業を一人でしている。 ・自分の座席を他の子どもにも譲っている。 ・特定の子どもがいつも飲食物を買いにしている。 ・早食い競争をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の子どもにも食べ物を盛りつけない。 ・特定の子どもにも配られないことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の子どもがさわった食器をさわらなかったがらない。 ・特定の子どものそばに並ばない。 ・グループの子どもが机を2～3cm離して座っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食，弁当を一人で食べていることが多い。 ・トイレや非常階段などで一人きりで食べている。 ・無言で食べるようになった。
4 休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・プロレスごっこなどでいつも技をかける側になっている。 ・遊びの中で笑いやにしたり，からかったりする。 ・グループの中で，特定の子どもにも絡むことが多い。 ・トイレが騒がしい。 ・トイレに落書きがある。 ・教師の視線を追う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びの中で，いつもオニ役など，嫌な役をやっている。 ・いつも使った物（ボールなど）を片付けている。 ・いつも長縄を回す役をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちとの会話がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちとふざけあっているが口数が少ない。 ・休み時間前にはなかつた衣服の汚れや破れなどがみられる。 ・他のクラスで過ごしている。 ・下の学年との付き合いが急に増える。 ・階段の上り下りを繰り返すなど，一人で時間をつぶしている。 ・休み時間は一人でトイレなどに閉じこもっている。 ・トイレ，物陰など，目の届きにくい場所からよく出でくる。 ・用事がないのに保健室や職員室の周りをうろうろしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちとふざけあっているが口数が少ない。 ・休み時間前にはなかつた衣服の汚れや破れなどがみられる。 ・他のクラスで過ごしている。 ・下の学年との付き合いが急に増える。 ・階段の上り下りを繰り返すなど，一人で時間をつぶしている。 ・休み時間は一人でトイレなどに閉じこもっている。 ・トイレ，物陰など，目の届きにくい場所からよく出でくる。 ・用事がないのに保健室や職員室の周りをうろうろしている。
5 帰りの放課後学級活動	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の子どもを帰りの会で追求している。 ・教師が部活動に行くと，妙に静かになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の子どもが，下校時に，他の子どもも荷物を持っている。 ・特定の子どもの自転車を他の子どもが乗っている。 ・何か起こると，いつも特定の子どものせいにされる。 			<ul style="list-style-type: none"> ・他の子どもが帰宅する前に一人急いで帰宅する。または，他の子どもが帰るまで帰宅したがない。
6 清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の子どもの目の前にゴミを捨てている。 ・特定の子どもをほうきで掃くような行為をする。 ・特定の子どもを反省会で責めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いつも雑巾がけをしている。 ・後片付けを一人でしている。 ・教師が不在時に見張りをさせられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の子どもにも何をすればいいか教えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・机が運ばれないで残っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服が汚れたり，ぬれたりしている。 ・清掃後の授業に遅刻する。
7 部活動・クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・練習中に，特定の子どもをたびたび批判する。 ・特定の子どもへパスを集中する。 ・激しいプレーによる特定の子どもへの接触行為が目立つ。 ・特定の子どもが失敗すると笑う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後片付けを一人でしている。 ・一人だけ別メニューをしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の子どもにもパスを回さない。 ・特定の子どもにも日程の変更を伝えない。 ・ペアで練習の時，特定の子どもをいつも一人にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の子どもがさわった道具を他の子どもがさわろうとしない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩中一人でいることが多い。 ・理由がはつきりしない怪我，あざ，汚れがある。 ・部活動の欠席が増え，理由がはつきりしない。 ・急に退部を言い出した。

平成 年度 学校生活アンケート【 月 日】

年	組	番	氏名	
				とても悪い状態だ やや悪い状態だ どちらとも言えない やや良い状態だ とても良い状態だ
<p>1 あなたの最近の様子(状態)について教えてください。 (あてはまる数字に○印)</p> <p>(1) 体調は良いですか? 1- 2- 3- 4- 5</p> <p>(2) 眠れていますか? 1- 2- 3- 4- 5</p> <p>(3) 食欲はありますか? 1- 2- 3- 4- 5</p>				
<p>2 学校生活の満足度を10点満点で表し、当てはまる数値に○印をつけてください。</p> <p style="text-align: center;">1-2-3-4-5-6-7-8-9-10</p>				
<p>3 今、あなたが頑張っていることや熱中していること、楽しい時間などについて教えてください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>				
<p>4 今、困っていることや気になっていることがありますか? ○印をつけてください。 【複数回答可】 ①勉強 ②部活動 ③進路 ④友人関係 ⑤いじめ ⑥学級の雰囲気 ⑦家族・家庭 ⑧身体面 ⑨なんとなく ⑩その他()</p>				
<p>5 4で○をした内容について、<u>書ける範囲</u>で教えてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; height: 80px;"> 内容： </div>				
<p>6 困っていることや気になっていることなどについて、誰か先生やスクールカウンセラーなどに相談してみたいですか? 下の一つに○印をつけてください。</p> <p>①相談したい ②今は相談しなくていい ③何も困っていない</p> <p>また、相談相手や相談時間、その他何か希望がある人は <input style="width: 50px;" type="text"/> に書いてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; height: 40px;"> 希望： </div>				
<p>7 その他、何か伝えたいことがあれば下に記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div>				
<p>※ 次回このアンケートは 月 日に行う予定です。</p>				

平成 年度 いじめアンケート 年 組【 月 日】

このアンケートは、みなさんが学校生活を楽しく送れるようにするためのものです。先生達は、みなさんのことを知って、みなさんが安心して学校生活を送ることができるように助けたいと思っています。このアンケートに書いたことは、他の人に見せたり話したりしないので、安心して書いてください。

1 ○月から○月まで、次のようなことがありましたか。あてはまるものに○印をつけてください。

1	冷やかされたり、からかわれたり、いやなあだなどでよばれたりする。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
2	たたかわれたり、けられたりなど暴力をふるわれる。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
3	持ち物を隠れたり、壊されたりする。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
4	いやなことや恥かしいことや危険なことを無理にさせられる。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
5	お金や物を「貸して」、何か食べ物を「おごって」と言われる。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
6	無視をされる。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
7	仲間はずれにされる。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
8	机が運ばれなかったり、持ち物や食器などがさわられなかったりする。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
9	机を離される。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
10	インターネット上で、悪口を書かれる。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
11	インターネット上で、知らないうちに写真や動画をアップされたりする。 A されたことがある B 見たり、聞いたりしたことがある C されたこと、見たこと、聞いたことはない
12	学校にくるのが楽しみですか。 A はい B いいえ C どちらとも言えない

2 今のクラスの雰囲気について、どう思いますか？感じていることを書いてください。

また、あなたが、助けたいと思っている人がいたら、その人の名前を書いてください。

いつでも いっしょに 考えよう

困ったり悩んだりしていることを相談することは「チクリ」でも、弱いことでも、恥ずかしいことでもありません。友だち関係や学校生活をより良くするための当然の行動です。けれども、先生や親など周りの大人にどうしても言えないと思うときは、一人で苦しまず、ぜひ電話で話をしてみてください。数多くの相談に対応してきた相談員が、あなたの話を親身になって聴き、解決へのよりよい方法を一緒に考えます。

いつでも相談できます

休日も含め毎日24時間いつでも
電話できます。



相談者の秘密は守られます

「大人に話すと、もっといじめがひどくなる」と心配になることもあるよね。

秘密は守るから安心してね。
名前や学校名は
言わなくてもかまわないよ。

相談者のつらさを聴き、
受け止めます

一方的に「〇〇したほうがいい」と
というような話はしません
途中で切りたくなったら切っても
かまいません。
気持ちが落ち着いたらまたかけて
ください。



どうしたらよいか、一緒に考えます

解決へのよりよい方法や、相談者が今できそうなことを一緒に探しながら考えます。

相談者が希望すれば、責任をもって学校へ連絡をとり、教育委員会が連携しながら
解決に努めます。

連絡を希望するときは、相談者が安心できるように、学校に伝える内容や伝えた後
の動きを、前もって電話で打合せをします。



さまざまな相談窓口

○いじめの電話相談窓口

- 『24時間子供SOSダイヤル(いじめ相談ダイヤル)』(岩手県教育委員会) 0570-0-78310 (24時間, 365日)
- 『いじめ相談電話』(岩手県教育委員会) 019-623-7830 (24時間, 365日)
- 『ふれあい相談』(総合教育センター) 0198-27-2331 (平日9:00~17:00)
- 『子どもの人権110番』(盛岡法務局) 0120-007-110 (平日8:30~17:15)
- 『ヤングテレホンコーナー』(岩手県警察本部少年サポートセンター) 019-651-7867 (平日9:00~17:45)
- 『チャイルドライン』(NPO法人チャイルドライン支援センター) 0120-99-7777 (月~土16:00~21:00)

○法務局

人権(いじめも含まれます)に関する問題を解決に導く取組を行っています。

『みんなの人権110番』

0570-003-110

『法務省インターネット人権相談受付窓口』

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

※相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談により回答します。

○児童相談所 18歳未満の子どもに関する様々な問題について、保護者等からの相談に応じています。

『子ども・家庭テレフォン』(岩手県福祉総合相談センター)

019-652-4152

(月~土・日9:00~22:00, 祝日9:00~17:45)

○少年鑑別所 地域社会の青少年の健全育成のため、少年本人の他、保護者、教員の相談に応じています。

一般相談(盛岡少年鑑別所)

019-647-2205 (平日9:00~17:00)

○法テラス岩手 困りごとに応じて、問題を解決するための法制度や手続き、適切な相談窓口を案内してくれます。

050-3383-5545 (平日9:00~17:00)

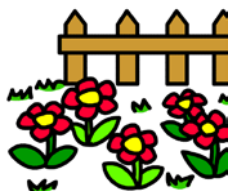
○岩手県弁護士会(法律相談センター)

「子どもの無料法律相談」として、県内の児童生徒を対象に相談を受け付けています。

受付後に担当の弁護士から電話があります。

019-623-5005 (平日9:00~17:00)

※いじめ相談電話には、いたずら目的で電話をかけないでね。



平成 年度 No 行為を振り返るワークシート

名前	年 組 番：氏名
書いた日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
面談者	

◆概要

誰が	
いつ	月 日（ ） 時 分頃
どこで	
誰に対して	
何をどのようにした	
具体的な状況図	

資料 8 指導・援助の記録シート

指導・援助の記録 No

回覧	校長	副校長	主任等	学年主任	担任	閲覧者	記録
							印
児童生徒氏名： (年 組 番)							
指導援助日時： 年 月 日 () 時 分～ 時 分							
指導援助場所：							
指導援助者：							
◆実際に行った指導援助◆							
◆児童生徒の様子◆							

